

平成20年第1回砂川市議会定例会

平成20年3月17日（月曜日）第5号

○議事日程

開議宣告

日程第1 議案第14号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議案第15号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第16号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 平成20年度砂川市一般会計予算

議案第8号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 平成20年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第 10 号 平成 20 年度砂川市老人医療事業特別会計予算

議案第 11 号 平成 20 年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第 12 号 平成 20 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 13 号 平成 20 年度砂川市病院事業会計予算

延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 14 号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議案第 15 号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第 16 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 22 号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 24 号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 25 号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 平成 20 年度砂川市一般会計予算

議案第 8 号 平成 20 年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9 号 平成 20 年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第 10 号 平成 20 年度砂川市老人医療事業特別会計予算

議案第 11 号 平成 20 年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第 12 号 平成 20 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 13 号 平成 20 年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議長北谷文夫君 副議長東英男君

議員武田圭介君 議員増田吉章君

飯澤明彦君 中江清美君

吉浦やす子君 一ノ瀬弘昭君

尾崎静夫君 土田政己君

辻勲君 小黒弘君

沢田広志君

○欠席議員（1名）

議員矢野裕司君

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長 菊谷勝利

砂川市教育委員会委員長 佐藤正一郎

砂川市監査委員 喜多堅二

砂川市選挙管理委員会委員長 曾我治彦

砂川市農業委員会会長 奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長 小原幸二

市立病院長 小熊豊

総務部長

善岡雅文

兼会計管理者

市民部長 井上克也

経済部長 是枝喬

建設部長 西野孝行

建設部技監 金田芳一

市立病院事務局長 奥山昭

市立病院事務局審議監 小俣憲治

市立病院事務局技監 中村俊夫

総務課長 古木信繁

広報広聴課長 湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長 四反田孝治

教育次長 宮下政敏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長 中出利明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 善岡雅文

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 是枝喬

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 角丸誠一

事務局次長 加茂谷和夫

庶務係長 小田原弘明

議事係長 石川早苗

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 休会中の会議を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 角丸誠一君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、矢野裕司議員であります。

○議長 北谷文夫君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第14号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に

ついて

議案第15号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議案第16号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

議案第18号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の

制定について

議案第21号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条

例の制定について

議案第22号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制

定について

議案第23号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を

改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を

改正する条例の制定について

議案第25号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促

進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 平成 2 0 年度砂川市一般会計予算

議案第 8 号 平成 2 0 年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9 号 平成 2 0 年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第 1 0 号 平成 2 0 年度砂川市老人医療事業特別会計予算

議案第 1 1 号 平成 2 0 年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第 1 2 号 平成 2 0 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 1 3 号 平成 2 0 年度砂川市病院事業会計予算

○議長 北谷文夫君 日程第 1、議案第 1 4 号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、議案第 1 5 号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第 1 6 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 7 号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 8 号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 9 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 0 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 1 号 砂川市立病院診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 2 号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 3 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 4 号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 5 号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号 平成 2 0 年度砂川市一般会計予算、議案第 8 号 平成 2 0 年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第 9 号 平成 2 0 年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第 1 0 号 平成 2 0 年度砂川市老人医療事業特別会計予算、議案第 1 1 号 平成 2 0 年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第 1 2 号 平成 2 0 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第 1 3 号 平成 2 0 年度砂川市病院事業会計予算の 1 9 件を一括議題とします。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第 1 4 号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇）おはようございます。それでは、議案第 1 4 号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、総括質疑として伺います。

まず、本条例を制定する趣旨につきましては、さきの提案説明にもありましたが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴うものであり、職員の資質の向上に資すると認められる場合における大学等課程の履修、または国際貢献活動のための休業の制度が設けられたことから、当該制度に関し必要な事項を定めるために、本条例を制定するという説明を受けました。現在の砂川市のように少ない人員で行政運営を行っている中では、形式的にはこのような制度が取り入れられたとしても、現実的に職員の方がこういった制度を利用して実際に休業をとることは難しいと思われます。しかし、そうはいつでも、法律の改正を受けてせつかく条例を制定するわけですから、この制度が有効に活用されることにより、結果として砂川市にとってよい影響が出ると思われますが、市の考えとして、条例制定することで具体的に何かが変わり、そして何か影響を受けるといような考えがあるのかどうか、まず最初にお聞きします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 砂川職員の自己啓発等休業に関する条例で、少ない人員の中でこれをつくったとしても本当に効果があるのかというご質問でございます。これにつきましては、議員ご承知のとおり、国の法改正に伴う砂川市の条例の改正でございます。当然今日的情勢の中では資質の向上ということは必要なことでございまして、砂川市にとっても当然有益であろうというふうに考えてはございますけれども、一般行政職の場合を想定しますと、休職期間が最低2年、その間無給ということもございますので、今日的少ない人員の中ではなかなか行政職については厳しい面もあろうかというふうに考えております。ただ、病院の場合ですけれども、かつて医師の方で海外青年協力隊に行きたいのだけれども、何とか身分保障をして行ける方法はないだろうかという事例がございましたけれども、当時の制度では残念ながら退職して行かざるを得なかったという事例がございました。今回につきましては、これについて法のほうでも制定をされましたので、もしそういう事例が起きた場合については、砂川市にとっても医者確保の観点からいって非常にこの条例を制定する意義はあろうかというふうに考えてございます。

それと、もう一点、規則の中で砂川市が定める教育施設ということで、社団法人日本看護協会が資格認定する認定看護師資格というのを教育機関としてうたってございます。これにつきましては、国家資格ではないのですが、北海道医療大学で6カ月にわたり高度な看護婦の研修を行う施設として今回指定させてもらいました。これは6カ月でございますので、もし看護婦の方がもっと、砂川市立病院は高度医療も目指していますので、それらについてもっと知識を深めたい、もっとよりよい看護をやりたいというふうな観点からいますと、ここで学んでもらうということは砂川市にとっても、また患者に

ととても非常に有効であるというふうに考えまして、今回規則の中でうたわせていただいたということで、我々の想定するところは、一般行政職についてはなかなか厳しいのかなというのはございますけれども、病院を含めると非常に有効な条例であるというふうに認識をしておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今答弁をいただいて、一般行政職の方はなかなか難しいというお話でした。主に対象としては病院の関係者のことを考えていらっしゃるのかなというふうに思ったわけですが、ここであえて一般行政職の方にも、せつかくこういった制度ができたわけですから、有効に活用していただきたいなと思ひまして、というのは、人材の育成というのはいつの時代にも手間暇のとてもかかるものですし、自治大学校のようなものもありますけれども、それに派遣するのは、私のうろ覚えな記憶であれば、たしか砂川市が負担をしなければいけないというふうに認識しております。今回のこの条例の中身ですが、無給で砂川市に籍を置いたまま職員がそういう大学等の課程に行けるということは、ある意味非常に有用な制度であるのかなと。

例えば北海道内であれば、北海道大学に各種の専門職大学院として、公共政策大学院、これは主に中央省庁の官僚さんや道庁の上級職員の方、または現在公務員として働いている方が学びに来る場所であり、それから同じく北海道大学に観光学院というものが昨年できました。これは、北海道の観光とか地域の観光のリーダーとなる者を養成しようという専門職大学院です。また、今公会計改革が叫ばれていますけれども、非常にこれからは監査の重要性も高まってくると思うのです。そこで、やはり会計専門職大学院でありますとか、それから公務員としては当然法律の素養というものが必要となってきます。そこには、法科大学院というものもあります。また、小樽商科大学なんかでは、夜間の大学院として、公務員も民間の経営感覚を学ぶのだということでビジネススクールというものもできました。こういうものも標準修了年限は2年間ですから、砂川市に在籍したままこういうところで勉強できるというメリットは非常に大きいと思うのです。それは、やはりこの地域を見ますとなかなか雇用の場というものもありませんし、今民間会社ですとなかなか自分の会社に籍を置きながら、大学とかそういう高等な専門機関で学びたいと言っても、なかなかそういった、たとえ有休であってもそういうことは難しいと思われるわけですから、そういう一般行政職の人材の今後の育成ということを考える上でも、こういった制度がせつかくできるのであれば有効に活用していただきたいなとも思いますし、現在ちょっと調べてみましたら、北大の公共政策大学院のほうではここに教官として中央省庁の官僚が教授として任期つきで来ているわけです。ここで学ぶことによって、知識だけではなく人脈面でのメリット、よく私は菊

谷市長が人脈をととても大切にされていることを見ているわけですがけれども、こういったところで勉強することによって、知識を得るだけではなく、今中央省庁の第一線で活躍されている方から実務を学び、それからあるいは同じ北海道内の自治体の公務員さんも学生さんとして入ってくるわけですから、自治大と学校とはまた違う形でいろいろな横のつながりというものができると思うわけです。

ですので、こういった人脈の拡大ということが今後の砂川の市政を運営していく上でも、それがまた当人にとっての糧にもなりますし、砂川市にとってのメリットも大きいわけですから、給与の支払いはないのですがけれども、それでなかなかそういったところに受験しようという方が出てくるようなことはないのかもしれませんがけれども、公務員を何年もやっていれば、一般入試ではなく各社会人入試というような方法もありますから、これはせつかく条例がつくられる以上は、金銭的な支援というのは市としては難しいと思いますけれども、中堅若手職員がそういうことに意欲を持てる職場環境を整えていく必要があると私は思うのです、今後の砂川市の人材育成の面からしても。そのことについてどう思うのかということをお伺いします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 今武田議員のほうから、北大の専攻科というのですか、社会人を、主に公務員ですか、公務員を対象に2年間の公共政策の課程があるということで、砂川市にも従来から北大のほうからは研修の案内は来てございました。ただ、なかなか制度上整備されていないので、そこに行かすというのはなかなか難しいという面がございましたけれども、確かに議員言われるとおり人脈面、または行政を一回経験した人がさらに大きな枠の中で公共政策、中央省庁の官僚の方も講師で来られますから、その中では学ぶべきものは非常に大きいものがあるかと思えます。ですから、対象としては、入ったすぐの方については多少、実務面である程度経験がないと難しいかなというのはございますけれども、中堅の方でもしそれらの意欲がある方については、ここに行ってもらえればかなり得るものは大きいというふうに考えております。それらについては、職員の周知を図りながら、職場の環境も当然でございますので、皆さんの希望がそのままこたえられるかというのも難しい面はございますけれども、ひいては砂川市にとっては貴重な財産になるというものもございますので、それらについては十分考えて周知を図っていききたいなというふうに考えております。

1件、自治大の件が出ましたけれども、自治大の件についてはその他の法律で指定されていないものから、職員の、要するに公務員の研修機関ということで枠が決まっておりますので、市町村長の推薦ということで、いわゆるここで言う対象には自治大は入ってきません。入ってくるのは、防衛大

学校とか水産、旧水産大学校ですか、そういうところは入ってきますけれども、自治大学校はその対象となっていないということもご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 ぜひこの制度を活用して、これからの砂川市を担っていく人材というものの育成をしていただきたいなと思います。

あと細かい点が1点あるのですけれども、それにつきましては委員会のほうで質問させていただきます。

終わります。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第15号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) ただいま上程されました議案第15号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の制定について、総括質疑をさせていただきます。

今福田内閣は、4月から実施しようとしている後期高齢者医療制度は2006年の6月に医療構造改革の名で小泉内閣と政府与党が強行したものであります。75歳以上の人を勝手に機械的に後期高齢者として現在の医療保険から追い出して、負担増と医療制限を強いるという世界に類のない差別医療制度であります。そこで、この内容と問題点について何点かお伺いをいたします。

まず、第1点目は、この制度ができることによって生活保護世帯の方を除くとされておりますけれども、この方は一体どういうふうになるのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

それから、2点目に、75歳以上の人口比率が高まった場合や後期高齢者の医療給付がふえた場合には保険料が自動的に引き上がる、いわゆる2年ごとに見直すというふうに言われておりますけれども、砂川市の場合の見通しはどうかお伺いしたいというふうに思います。

3点目に、年金が月1万5,000円以上の人から保険料を年金から天引きする、いわゆる強制徴収というのは、高齢者の皆さんの生活を直接に脅かします。例えば大阪の場合でいうと、月1万5,000円の年金しかない方の天引きは、介護と医療保険合わせて年金の約3割に相当する。生存権の侵害でないかというふうにも言われておりますので、当市の場合はどうなるのかお伺いしたいというふうに

思っております。

次、4点目に、65歳以上の重度障害者の方も自動的にこの制度に移されますけれども、本人が申請すれば現行制度にとどまることができるというふうに言われております。しかし、その場合、障害者の医療助成制度の対象から外されるというふうに言われておりますが、どちらを選択したらいいかという点はなかなか障害者の皆さんはよくわからないという状況がありますので、市の場合はどうになるのかお伺いをしたいというふうに思っております。

大きな2番目に、この制度の内容についてはなかなか国民の皆さんもよくわからないと。先日国会でも議論されましたが、福田総理も舛添厚生労働大臣も趣旨が不徹底だということは認めました。なぜ砂川においても地域ごとの説明会を行って、市民の声を聞いて、皆さんによく説明しなかったのか、ここをお伺いしたいというふうに思っております。

もう一点は、後期高齢者の健診についてであります。これについては、法律上の義務はなくなったというふうに言われておりますけれども、健診項目や受診する医療機関などについて皆さんから大変いろんな不安、不満が出されておりますので、砂川市の場合どのように実施されようとしているのかお伺いしたいというふうに思っております。

最後に、今、国会では野党4党が2月28日、この制度の廃止法案を国会に提出しております。もしこの法案が参議院で可決されたら、この条例の施行はできなくなるのではないかというふうに思いますけれども、そのあたりはどのようにお考えになっているのかお伺いして、第1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から、後期高齢者医療制度の関係での保険料の年金からの天引き以外の部分についてご答弁を申し上げます。

生活保護世帯の方がどのようになるのかとのお質問についてでありますけれども、生活保護世帯の方は生活保護の制度の中で医療扶助を受けることとなり、後期高齢者制度の適用からは除外となります。

次に、75歳以上の人口比率が高まった場合及び医療給付費がふえた場合の保険料の見直しについてであります。後期高齢者の医療費等は、患者の自己負担を除き、国、都道府県、市町村からの公費が約5割、現役世代からの支援金約4割、保険料約1割を財源としており、保険料は医療費等の動向により2年ごとに1回見直すこととなっております。いずれにいたしましても、北海道においては北海道後期高齢者医療広域連合が保険料を決定することとなっておりますが、高齢者人口の増加等により自動的に保険料が上がることはないものと考えております。

次に、65歳以上の重度障害者の方は、自動的に後期高齢者制度に移ることとなるが、本人申請によ

り現行制度にとどまることができるが、障害者医療制度の対象から外れることとされているが、砂川市の場合にはどうなるのかについてお答えを申し上げます。ご質問のとおり、65歳から74歳までの一定の障害があり老人保健の認定を受けている方は、後期高齢者制度に移行することとなりますが、本人の申し出により移らないこともできます。その理由としては、今まで被用者保険の被扶養者で保険料を徴収されていなかった方が後期高齢者制度に移行することによって、国の保険料凍結はあるものの、新たに保険料の負担が生じること及び保険料の比較によることなどが考えられます。しかし、この場合は、福祉医療の重度心身障害者の適用は受けられない、受けられないこととなりますので、医療費は通常の負担が必要となります。そのため、後期高齢者制度に移行されない方につきましては、4月以降の保険料及び医療費の負担を十分に考慮することが必要となりますので、市民生活課窓口でご相談の上、判断をいただくようお願いをしております。なお、後期高齢者制度へ移行しないか、移行を希望しない方の手続については、3月1日号の広報すながわで周知しているところであります。

次に、この制度の内容について、なぜ地域ごとの説明会を行い、市民の声を聞かなかったかについてお答えを申し上げます。後期高齢者医療制度につきましては、国の高齢者に対する負担の凍結方針により、制度内容の確定がおくれたこともありますが、制度が複雑になり、被保険者の世帯状況、収入状況、医療保険への加入状況などにより説明内容が多岐にわたることから、事前に説明内容等を調整できる町内会及び老人クラブ単位での出前講座の開催と広報すながわでの周知でご理解いただくことといたしました。特に町内会連合会の出前講座の際には、各町内会会長及び各役員の方々へ町内会単位での出前講座の実施についてお願いしたところであり、また今後の予定として民生児童委員への説明等も予定しておりますので、地域で活動される皆さんへの周知を図りながら制度の浸透を図っているところであります。また、出前講座では、制度の見直しなどの意見もございましたが、現状では制度の内容についてご理解いただくよう説明したところであります。

次に、後期高齢者の健診についてお答えいたします。昨年まで市で実施しておりました基本健診が本年4月からは特定健診として保険者に義務づけられることとなり、後期高齢者につきましては保険者の努力義務とされたところであります。北海道後期高齢者医療広域連合では、健診の重要性を考え、道内各市町村に健康診断を委託することとし、本市といたしましては広域連合からの委託依頼を受け、後期高齢者の健康診査を受託することといたしました。受診時期は、基本的に通年とし、市内指定医療機関4カ所で健診を受けていただくことといたしました。この健康診査方法につきましては、出前講座での説明及び市内に24カ所ある老人クラブすべてに保健師が出向き、説明しているところであります。

次に、国会での廃止法案が参議院で可決された場合の提案条例の施行についてお答えいたします。後

期高齢者医療に関する廃止法案が本年2月に国会に提出されておりますが、平成18年6月に成立しております医療制度改革関連法案に基づき、後期高齢者医療制度につきましては本年4月実施に向け準備を進めているところであります。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 年金からの保険料の天引きにつきましては、私のほうからご答弁を申し上げます。

保険料の天引きにつきましては、年金の年額が18万円以上の場合及び保険料と介護保険料との合計額が年金受領額の2分の1以下の場合、年金からの天引きすることとなっております。また、年金から天引きできない方については、納付書や口座振替の方法で納めていただくこととなります。ご質問の中で大阪市の月1万5,000円の年金の方を例としまして、介護と後期高齢の保険料を合わせて月4,400円、年金額の3割に相当し、年金から天引きされるが、砂川市の場合は一体どのようになっているのかということでございますけれども、この後期高齢者医療の保険料につきましては都道府県ごとに設立された広域連合において決定されますので、大阪と北海道では保険料も異なってきます。ただいま例示されました方はお一人の世帯と思われまますので、その場合について砂川市に置きかえて試算いたしますと、後期高齢者の保険料は年額1万2,900円、介護保険料が年額1万9,200円と算定されます。これを一月に換算しますと月2,675円となり、年金額の約2割相当となります。このことから、前段申し上げました年金からの保険料の天引きに係る基準から判定しますと、後期高齢者の保険料については年金からの天引き対象となりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 再質疑をさせていただきます。

先ほど申しましたけれども、75歳の年になったら後期高齢者というふう呼んで、別枠の医療保険に追い込んで肩身の狭い思いをさせる。こういう日本の社会になったら、私たちも困るなというふうに思っております。先ほども言いましたように、このような医療制度は厚生労働大臣の答弁でも世界にはないというふうに言われております。ご承知のとおり、日本の社会では昔から77歳になると喜寿、88歳になると米寿、99歳で卒寿、いや、90歳で卒寿、99歳では白寿というふうにお祝いをしてきました。特に戦後必死に働いてきた人たちに、今度はいわゆる早く死ねと言わんばかりの制度なのです。厚生労働大臣は、国会で75歳以上の人には心身の特性があるというふうに述べましたけれども、政府はこの後期高齢者の特性と言っているのは3つありまして、1つは治療に時間も手間もかかると、

2つ目には認知症が多い、3つ目にいずれ避けることができない死を迎えると。こういう考えで制度をつくれば、間違いなく差別医療になることは明確なのです。

ですから、私たちは、このような制度を4月から実施するには非常に無理があるというふうにして中止や廃止を求めているわけでありますけれども、そこでお伺いしたいのは、先ほど生活保護世帯の関係についてお伺いをいたしましたけれども、私が聞きたいのは、生活保護世帯の健診が後期高齢者といった場合どうなるのだろうと。今までも、部長説明ありましたように、基本健診の場合もこれまでも健診は砂川市がやったのです。医療制度にどこも入っていないのですけれども、生活保護世帯については砂川市が生活保護世帯の方の健診をやっていただいたのだけれども、今度後期高齢者にいった場合、砂川市にいる生活保護世帯の方は砂川市でその方の、そうでない方の国民健康保険に加入の関係では、そうでない、後期高齢者でない方の健診は砂川市がやることになっているのです、74歳以下の方については。しかし、75歳以上になった場合の健診については、市が責任持ってやるのかどうなのか。これは広域連合の仕事にはなるのですけれども、医療制度に入っておりませんので、どうなのだろうという今大きな疑問がありますので、お尋ねしたわけであります。

それから、もう一つは、65歳以上から74歳の方の重度障害者の方についても、非常によく、相談に来てくれということで、これは相談に行くしかないと思うのですけれども、わからないのです、私たちも。先ほど説明ありましたように、医療制度の、現行の医療助成制度の対象から外されてしまって、まともに医療費はなると。加入したら、保険料がかかるというようなこともありますので、そのあたりやはりきめ細かいぜひ説明をしていただきたいなというふうに私たちは思うのです。

そういう意味で、これは制度の内容についての私は市民の説明会について、部長は今制度のいろんな問題や広報でやっているというふうに言われましたけれども、ただ出前講座でやったといっても、前回に報告ありましたように2つの町内会と連合町内会の3回だけなのです。圧倒的な市民の方は、知らないのです。制度の中身が知れば知るほど、非常にいろんな意見が出されるし、出前講座というのはそこで要望や意見はなかなか言えないということに決まりになっているのです。ですから、この制度についての説明は聞くけれども、やっぱり問題意見についてどんどん言うということは出前講座の場ではないわけですから、やはりそれは市の理事者は参加していないということもありまして、できない状況になっているのです。今ほとんどの地域で、これは市長にお伺いしたいのですけれども、説明会やっているのですよ、町内会ごとの、近隣でもみんな。ですから、やっぱりこれだけ大きな医療制度が変わる、保険制度が変わる場合、私はやはり、制度の中身が全部決まらなかったからできないというふうに言われておりますけれども、そうでなくても、こういう制度になるのだと、しかし詳細はまだ国会で決まっ

ていないとか審議されていないとかということはあるでしょうから、そこはそのように説明しながらも、この制度についての市民への説明責任というのは私は行政にあるのでない、あつたのでないかというふうに思うのです。そういう意味で、以前の介護保険制度のときはきめ細かい説明会をやっていただいた経緯があるのですけれども、今回どうしてしなかったのかというのは私大きな疑問です。部長からは、市の広報で徹底していると、何回も広報に記載されているけれども、なかなか高齢者の方で読んでいる方は、私たちも聞くと少ないのです、残念ながら。ですから、やはりそういう意味ではきめ細かい説明をして市民の理解をいただくということが大事でないのかなというふうに考えております。

それから、もう一つ、後期高齢者の健診について先ほどご答弁がありましたけれども、連合町内会の出前講座のときにも多く出されたように、どうして市立病院で健診ができないのだという声が市民の皆さんに圧倒的に多いのです。ですから、これについてもやはり民間の個人医療機関だけでなく、市立病院でできない理由を、もしできないのであればできない理由をやはり市民の皆さんにきちっとお知らせしないと変だという、結局差別されているというふうに思うのです。市立病院では健診はしない、個人病院へ行きなさいということになりますから、そのあたりどうして市立病院で健診はできないのか、改めてお伺いをしたいというふうに思っております。

部長はお答えにならなかったけれども、2006年の医療制度の改革によってこの制度やるというので、しかしそれはうまくないから、国会でも廃止法案が、中止、廃止法案が出されていると、去年の参議院選挙の結果も受けてということもありますので、この野党4党で廃止法案を提出しておりますけれども、保守系の皆さんの議員も、国会議員の皆さんもこれに反対をしておりますし、それから全国の地方議会でも中止、廃止、見直しを求める決議というのが500以上の自治体でこれが行われているという状況もあります。例えば北海道でいえば、野党4党のほかに鈴木宗男議員もこの制度には明確に反対をしているという状況があって、与野党の合意ができていないこういう後期高齢医療制度を、そしてましてや国民の皆さんにまだよく理解されていないのに4月から強制的に執行するというのは余りにもひどいのではないかとこのように思っておりますので、私はこれ法案が通ったら執行できないのでないかというふうに理解をしているわけですが、その辺は先ほどご答弁なかったので、やっぱり75歳以上の皆さんを国民から切り離して、別の医療制度で差別するということはやっぱり私は絶対許されないとこのように思いますので、その点について再度お伺いしておきたいというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 まず初めに、生活保護受給者の方々の健診はどうなるのだということでありま

すけれども、ここにつきましては砂川市が行う国保の特定健診にあわせて実施するということであります。

続きまして、障害者の方、65歳から74歳の方で、この方々についても後期高齢のほうに行きますと。これについては、現在の老人保健制度の内容と全く同じでありまして、現在も65歳以上74歳以下の障害に該当する方については老人保健制度と同等の扱いになっておりまして、基本的には1割を負担していただきますよということであります。そこで、北海道、そして砂川市が共同で実施している障害者の医療給付制度、それらの関係とのかみ合いということになってくるのだらうと思えますけれども、その方々に当初はがきあるいはお知らせ等で制度がこうなりますということを個別にそれぞれ連絡しようかということも内部で十分検討したところでありまして、制度の中身で若干細かな話になりますけれども、現在その方々はほとんどが北海道、砂川市が共同で実施する福祉医療を受けております。この福祉医療に該当すると、基本的に初診時の負担のみであって、あとの医療費は無料であります。この後期高齢に移った場合、移った場合については、そのまま1割負担なく、同じように自己負担のみで受けられると。仮にこれが私は後期高齢に行かないよと、残りますということになれば、その方については3割なり、あるいは70歳から超えて74歳までの方は凍結がありますけれども、基本的に2割、1年間は1割と、そういうことで、移ったほうがその個人の方にとっては初診時だけでいいですから、メリットがあると。そういう中で、個別に今通知をして、そうすると何かしら、やはり相談してもらうことが一番なのですけれども、これは逆に残ったほうがいいというお知らせなのかなというようなやっぱり誤解もあるのでないかと。基本的に北海道の制度とタッグでいきますと、移っていただいたほうが今と同じ初診時一部だけでいいですよ、そして高齢者、75歳以上ですから1割はかかるのだけれども、道と市が共同で行う福祉医療の該当がそのまま生かされますから、そこで初診時だけでいいということでいけば、本人の負担は今と変わらず、そして1割もないということになりますから、あえて個別に勧奨といいますが、するよりも、そのもの、今のそういった制度が適用になりますから、それはそれでいいだらうと。

問題は、国保以外の社会保険等に加入されている方々であります。その方々について、ごく一部なのですけれども、息子さんなりの今私は扶養になっていると、したがって保険料は払っていませんと、息子が私の分も含めて払っているということですので自己負担はないと。その方が私はやはり皆さんと同じように後期高齢者に行きますよとなれば、今度は保険料は個人ですから若干保険料がかかると。だけれども、北海道、砂川市が行う福祉医療には該当になります。そうすると、初診料、初診時一部負担金だけでいいと、かからないと。だけれども、その方にとっては、移ることによって、私今度年金から、ある

いは保険料というのがかかりますねと。確かに国では2年間の特例措置といたしまして、この方々については半年間は一切保険料いただきません。残りの半年についても均等割は10分の1だけでいいですよと。ごく低廉に軽減される措置があるのですけれども、そうはいつでも、やっぱり個人で保険料の負担しなければならないと。そのようなことから、損か得かということではないのですけれども、ごく一部の方々についてはそういったことで今度は福祉医療が受けられないと。いや、私はいいのですと、ほとんど病気にかかることはないので、保険料支払わないでこのままいますと。このままいれば適用外ですから、3割なり、74歳までなら2割なのですけれども、私は病院にまずかかることないから、このまま残りますと。それで、その方々については、若干やっぱりその方の個人の意思というようなこともありまして、私どものほうでは今現在そういった対象になる方は何名ぐらいかなというようなことで今把握しているのは、老人保健からそのまま行きますから、老人保健の今の受給の状況でいけば、社会保険の加入状況からいって、ごく少数であります。6名という押さえ方していますけれども、その方々については一度、そういった複雑な内容でありますから、市民生活課窓口へ来ていただいて、そういった制度の内容なんかについてもいろいろ周知をしながら、個人としてどうなされるか、そんなことで対応しようと思っていますので、基本的に言って、今の北海道、砂川市が行うものをやれば、そのまま今の制度と継続されるというようなことから、あえて個別に通知はしなかったという状況であります。

続きまして、出前講座の状況で住民説明会というふうなお話もありましたけれども、このとおり制度が非常に複雑になりました。これについては、本当に市民の方々にとってはなかなか難しい制度だと思えます。これが時間といえますか、経過とともに浸透はするのだろうと思うのですけれども、家族構成によって違う。息子さんと、若い息子さんとおじいちゃん、おばあちゃんがいる。あるいは、そのおじいちゃん、おばあちゃんも、おじいちゃんは76歳です、おばあちゃんはまだ74歳です。あるいは、おじいちゃん、おばあちゃんだけにいる。そこについても、2人とも76歳です。これは、またずっといくのですけれども、片方はこうです。それから、では所得の状況はどうなっていますか。ことしの6月に前年度確定しますけれども、去年の状況でいったら、おじいちゃんの場合だとこうですよ、おばあちゃんの場合はこうですよ、2人はこうなりますねという、個々にそういった内容が異なります。そのようなことから、一堂に会してそういったものを聞くようなことをすれば、なかなか出席されて、私は制度そのものを聞きたいのだというようなことでお集まりになられた方も、どうしても個別個別になると相当な説明会を開催しても混乱するのではないかなというようなことで、当方としましては、それぞれ町内会長さんたちに大変お世話になるのですけれども、ひとつ町内会単位で言ってくださいと、どんど

ん制度の説明に参りますと。その際には、個別にという形でなくて、制度の本当の基本的な概要についてお話をしたいと。そして、個別で私の場合はということになれば、それはもう個別にまた窓口等で十分それは対応しますというようなことでお話をさせていただいた経過でございます。

そこで、出前講座等の状況でありますけれども、今現在10団体362名の方が参加していただきました。また、先ほど言いましたけれども、市内の24の老人クラブすべてに説明に上がりますので、ここにつきましては該当する方、老人クラブに入っておられる方ということで334名ということで、696名、これまで約700名の方がこの説明会といいますか、出前講座を含めた説明会に出席をしていただきました。参考までに、お隣の市でございますけれども、市内の6カ所で説明会を開催したということでもありますけれども、そのときに集まっていた方は、お隣のことで大変恐縮なのですが、131名だったと。そこで、出前講座的に老人クラブ、町内会等を対象にして行って、今現在合わせまして、先ほどの6カ所の説明会と合わせまして477名というような状況になっておりますので、本市としてこの説明に当たってどういうふうにしようかというようなことから、まず町内会の皆様のお力をかりながら町内に入っていく、あるいは老人クラブに入っていく、そしてその制度を理解していただくという方法は、これはまだまだこれからのこともありますけれども、今の状況としてはその方向でよかったのではないかなというような考え方に立っております。

続きまして、後期高齢者の健診の関係で市内4カ所の医療機関で行いますということで、これについては通年ということで、4月当初あたりは、やはり名簿の確認とかいろいろありますので、その辺で通年とはいっても実質11カ月ぐらいなのかなというふうには考えていますけれども、ある種1年間通して受けられるというようなことでいけば、これまでの住民健診、特に75歳以上の方はいろいろ移動するにも時間もかかりますけれども、1年に1度その町内会にお邪魔します、ここの会場にお邪魔しますというよりも、一年を通してぜひ、町場に、あるいは息子さんとたまたま町場に出る機会があると、そんなようなときに市内4カ所、これはいつでも受けていただくというような考え方でありますけれども、そこで市立病院でどうして健診が受けられないのかということでもありますけれども、ご承知のとおり現在市立病院におきましては改築に向けて病院挙げて体制を強化しているといいますが、そういった新病院の開設に向けていろいろ準備しているということから、病院としてもこの改築が終了した段階でそこは十分検討するということで、現時点では市内4つの医療機関ということで個人病院の健診を予定しているところであります。

もう一点、最後になりますけれども、廃止法案が国会に提出をされていると、取り扱いどういふふうになるか我々も注視しているところであります。そこで、廃止法案が出ているので、この法案が通った

ら、これについては執行できないのではないかとということでもありますけれども、ここにつきましてもご承知のとおりこの後期高齢者医療の制度関係につきましては平成18年の12月議会に広域連合の設置についてということで各規約等をそれぞれご議決をいただいて、道内すべての市町村で議決があり、可決がされ、そしてこのとおり4月からスタートするというような状況でありまして、参考までに今回条例で提案しています砂川市が行う事務、これらにつきましてはこの設置の案件の中でも既に市町村はこういうことを行うのだよということが含めて議決をいただいて、その内容について今具体的に税の徴収方法についてご提案をしているところであります。国の状況でございますので、どのようなことになるのか、それはもちろん注視していますけれども、いずれにしても平成18年の6月で法案が成立して、今全国すべてのところで広域連合が都道府県単位で設置をされ、そして準備がされ、この4月からスタートということですから、強いて言うと、何といたっても医療機関に保険があっちいたりこっちいたりでかかれないうんていうことが、これが一番、国民といいますか、国民にとってとんでもないことになりますので、そういう国の状況を注視しておりますけれども、いずれにしても4月から市町村が行うこの事務についてご提案申し上げている次第でございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

1点、済みません。つけ加えてご答弁を申し上げます。先ほど生活保護世帯の関係では、砂川市が行う国保の特定健診にあわせて行いますというお話をさせていただきましたけれども、健診料、これにつきましては無料ということであります。

また、先ほど出前講座の関係での人数等についてご答弁を申し上げましたけれども、これらについてはとらえる時期が若干私どもの勘違いございましたけれども、3月の18日以降、これについて予定ということで、各24の老人クラブすべてに回ったということでご理解を願いたいと。24のすべてを含めて回りますから、それらも含めての人数ということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員の3回目の質疑は、休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて総括質疑を続けます。

土田政己議員の3回目の質疑を許します。

○土田政己議員 それでは、最後の質疑をさせていただきます。

市民部長から詳しい答弁がありましたように、非常に制度が複雑で、私たちが聞いてもなかなかよく

わからないというのが現状なのです。ですから、先ほど言われましたさまざまなケースがあると言われましたのですけれども、私はそもそも65歳から74歳を前期高齢者とか75歳から後期高齢者などという言葉を使うこと自身が本当に不愉快なことでありまして、お年寄りの方には幾つになっても元気な方もたくさんいらっしゃるのです。現役で働いている方もたくさんいらっしゃるのです。ですから、例えば先ほど部長さまざまなケースがと言いましたけれども、77歳のお父さんが元気で会社勤めをして社会保険に入っていると、お母さんは70歳なり72歳でその扶養になっている場合には、ご存じのとおりこれが実施されると強制的に後期高齢者医療制度に、そこから強制的に入れられるのです。本人は社会保険になってこれから働いていきたいと言っても、だめなのです。そして、お母さんは、強制的に国民健康保険に入れられるというようなケースが出てくるのです。ですから、75歳超えても本当に元気で働いていて、60歳前でも体を壊す方もいるし、65歳前でも壊す人いる、それは人生さまざまな状況があるのですけれども、やっぱり65歳から線を引いたり75歳から線を引いたやり方をするというのは、やはり私はいかがなものかなというふうに思うのです。本当にお年寄りの方々が安心して治療ができるように、本当に戦後日本の大変な苦勞を支えてきた方、お年寄りの方ですから、その人たちが今この制度に家族からも分離されてしまうということになるのですよ。ですから、これから心配なのは、家族関係も一体どうなるのだろうと。先ほど部長答弁ありましたように、息子さんの扶養になっていた人たちも75歳超えると分離されて、それで年金から天引きされるということになりますから、場合によっては家庭崩壊にもつながらないという事例も出てくるのでないかというさまざまな心配がありまして、一体どうなるのだろうという中でのこの4月からの実施ですから、私はこういう状況のもとで絶対4月から実施すべきではないなというふうに思っております。

細かいことは、また委員会もありますので、そこでお伺いしますけれども、私たちはぜひともこの後期高齢者制度の実施廃止を求めてこれからも運動を進めていきたいというふうにも思っておりますし、そういう立場で皆さんとも議論をしていきたいと思っておりますので、最後に、この制度について市長、市長自身どうお思いになっているか、こんな矛盾がたくさんあるものについて。それは、行政の立場ではやらなければならぬというのはよくわかりますよ、実施しなければならぬというのは。しかし、やはりもっと国としても考えるべきことがきっとあるのでないだろうかということ、多くの首長さんも意見も上げている、あるいは議会でも意見書やそういうものを上げているところがたくさんあるわけですから、国会議員の皆さんの中でも、先ほど言いましたように野党4党はもとより、保守系の国会議員の皆さんでも、うまくないと、こういう制度はというふうに言っておりますので、その辺最後に市長の見解をお伺いして終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 今土田議員のほうから市長の考えはというふうなことでありましたけれども、私どもこれについても市長、副市長、理事者とも十分制度のまず内容等についてご説明をして、砂川市にどんな影響があるのかと、そして市民はどうなのだというようなことで十分協議をさせていただきました。考え方といたしましては、これら数字的には一般会計で負担する分、いろいろ事務費等も出てきますから、制度創設によって419万3,000円ほど負担がふえるというのがあります。ただ、全庁的に見ると、これまで国民健康保険に入っていた被保険者の方が移行しますから、では国民健康保険でいうところの事務的にはどうなのだとすると、日常的な相談業務も含めて、被保険者が少なくなりますから、事務的には少なくなるのでないかなというふうな考え持っていますけれども、そこでやっぱり市長としても、これはやっぱり市民にとっては制度が複雑となり、さらには保険税の負担についてもこれまでの1世帯当たりの保険税から75歳以上の家族は個人単位に移って、保険料についても一部負担増になる方もいるというようなことからいけば、国でいうところの持続可能な医療制度の方針とはいえ、心から歓迎できる制度ではないのでないのかなというふうな考えもありますけれども、ここについては我々といたしましては市民の方々にこういった今後の医療制度を十分持続していくのだというようなことから、国においてはこういう制度を確立していこうということですのでというお話を市民の皆様には相談等の際にはそういう説明をしながら、この制度の浸透を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第16号から第25号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号から第25号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 （登壇） 議案第7号 平成20年度砂川市一般会計予算について総括質疑をさせ

ていただきたいと思いますが、私は毎年この時期、この場で質疑させていただいているのですが、民生費の関係で学童保育ということでお伺いいたします。学童保育は、平成16年4月ということで始まったかと記憶しております。そんな中で、私は今回、毎年行っているのですが、砂川中央学童保育、そして砂川南学童保育ということで、いわゆる公設公営で行っている学童保育という部分でお伺いしたいと思います。

まず、1点目であります、平成19年度までの学童保育所の利用実績について単年度ごと、または施設ごと、それぞれ短期、通年という形でおられますけれども、それら別にどのくらいの利用者の中で現在まで推移してきているのかということをお伺いしたいと思います。

続いて、2点目であります、平成20年度の利用者の登録状況について、これについても1番目でお伺いした、そういった単位でどのくらいの利用希望者がおられるのかお伺いいたします。

続いて、3点目であります、北海道の担当部局の見解、または私が平成15年度に行った一般質問、4回行っておりますけれども、これに対する市理事者の答弁によると、利用者が負担すべく受益者負担、このあり方として道の補助金、また国の補助金というのがありますが、これらを学童保育の総事業費から差し引いた残りの残額、これを事業主である市、そして利用者にて負担するという、そういった考えが示されたところではありますが、これは当時の答弁からも、そして道の担当部局の回答からも共通しているところであります。現在まで運営されてきた公設公営の学童保育所の運営実績あるいは利用者の利用料等を計算してみると、道補助金、また国の補助金、これは市の負担分に充当されていると思われるが、その理由と根拠についてお伺いしたいと思います。

続いて、4点目は、道補助金等、国の補助金、道の補助金ということでもありますけれども、どのくらいとなっているのか、平成19年度額と平成20年度額の見込額を伺います。

5点目ではありますが、平成19年度ベース、もしくは直近でわかっている一番近い年度ベースで、事業主である市、それと道補助金、国の補助金、利用者の事業費負担割合はどのようになっているか、金額とパーセンテージを伺いたいと思います。

続いて、6点目であります。道が示すところの事業者負担割合は、どの程度とされているのかお伺いいたします。

続いて、7点目です。仮にこの(6)番でお聞きした道が示すとおり道補助金、または事業費から差し引いた残額を道が示す事業費負担割合で試算した場合の利用者の負担金額、これ月額でお願いしたいのですが、これは幾らになるのかお伺いいたします。

続いて、最後、8点目であります。今後の利用料の引き下げの考えの有無についてお伺いし、終わり

ます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 学童保育についてご答弁申し上げます。

1点目の平成19年度までの学童保育所の年度ごとの利用実績についてであります。年平均登録児童数で申し上げますと、中央学童保育所は平成16年度、通年が14名、短期が10名、合計24名、平成17年度は通年が36名、短期が14名、合計50名、平成18年度は通年が19名、短期が6名、合計25名、平成19年度は通年が19名、短期が9名、合計28名であります。南学童保育所は、平成18年度の通年が32名、短期が15名、合計47名、平成19年度は通年が46名、短期が10名、合計56名であります。

2点目の平成20年度の利用者の登録状況であります。本年2月末現在で、中央学童保育所は通年が23名、短期が3名、合計26名、南学童保育所は通年が42名、短期が8名、合計50名となっております。

次に、3点目の道補助金の関係であります。道補助金が市負担分に充当されていると思われるが、その理由と根拠とについてでありますけれども、平成18年9月20日に都道府県、政令市及び中核市の担当者会議が開催され、学童保育所の補助金の考え方が示されました。具体的には、運営費全体の約2分の1が保護者負担、残り2分の1が公費負担であり、この公費負担のうち3分の2が補助金、3分の1が市負担となっております。平成16年の開設以来、適切な負担割合により事業を実施しているところであります。

4点目の公設公営で行っている学童保育所の補助金であります。平成19年度は335万6,000円、平成20年度は348万2,000円の見込みであります。

次に、5点目の公設公営の学童保育所の市、道補助金、利用者負担の金額と割合であります。中央学童保育所及び南学童保育所の合計の平成18年度実績で申し上げますと、18年度は新たに南学童保育所を開設した関係から、初期投資を含めて約1,700万8,000円であり、市負担が約486万9,000円で28.6%、道補助金が541万6,000円で31.9%、利用者負担が672万3,000円で39.5%となっております。

次に、6点目の道が示す事業費負担割合はどの程度とされているのかとのお質問であります。前段ご答弁申し上げた運営費全体の約2分の1が公費負担であり、公費負担のうち3分の1が市の負担割合となっております。

7点目の道が示す事業費負担割合で試算した場合の利用者の負担金額は幾らになるのかとのご質問ですが、18年度決算では利用者負担割合は39.5%となっていますし、19年度見込みでは53%程度であり、利用者負担は全体の運営費の約2分の1となっていることから、利用者の負担金額は現在の保育料1万円程度になるものであります。

8点目の公設公営で行っている学童保育所の利用料引き下げの考えの有無についてであります。平成16年4月開設以来利用者の負担割合は、平成16年度が30.2%、平成17年が55.0%、前段申し上げましたが、平成18年度が39.5%であり、現段階で利用料を引き下げる考えはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 1回目の質疑に対し、ただいまご答弁いただいたわけですが、私ここで伺いたいのは大枠でということなので、1点のみ再質疑させていただきます。

それは、引き下げの、利用料の引き下げの考え方なのですが、ただいまこれに、この根拠とするために私るる質問をし、質疑し、ご答弁いただいたということなのですが、今ほどのご答弁にありましたとおり、平成18年の9月、事務レベルの集まりかと思いますが、ここで実は事業主である市、そして利用者の負担割合というのが明確にされたのです。当時砂川市がこの学童保育を開設した、その16年の時点では、児童福祉法等々においても事業主は一部の負担を求められるというふうな部分しかなかったのです。ですから、一部という定義がパーセンテージで明らかになっていなかったのです。私といたしましては、経過からいいますと、この設置に先立って実は修正案等々、条例のときに行っていて、市の負担割合が3割に対し利用者の負担が7割になっているのではないかと、この7割というのが一部という、その定義に当てはまるのかどうなのかという質問等々もしているのです。また、意見も申し述べています。それに対しましては、いわゆる一部なのか、全額なのか、この一部の定義に定めがない、そういうことからして、全額でない限りは一部というふうに認めるのだというようなご答弁をいただいているのです。ですから、私は、ここで18年の9月、ここで新たに2分の1ずつの負担、その公費の部分で市の負担部分ですが、当時の基本的な考え方といたしましては、北海道のこれ担当者が言っておられたのですが、国、道の補助金を学童保育の総事業費の中からはまず除きましょうと、そしてそれで残ったお金をではどういうふうに案分しようかというふうになっていたのです。ところが、この18年の9月からは、補助金も公費ということにして、その負担割合を市の負担分も含めて50、それと利用者が50ということに明確にされたわけなのです。

私ここで伺いたいのは、平成17年度の負担割合でいくと先ほど受益者のほうの負担、利用料の

部分がいわゆる55%であったと、18年度は初期投資があったものですから、南学童保育所を新たに設置するというところで中を直したりしていますので、その部分で39.5%であった。しかしながら、19年度はまた53%になった。そういう回答をいただきましたけれども、私1%、2%、そんなことでは利用料の引き下げを求めることはしません。ただ、この5割、50%、50%ということですけども、今もう実績からして55%、または53%というふうになっているのですけれども、これがもう間近に60%ぐらいになりそうなのかな、またそうなる見込みであれば、当然私はこれを同じ割合にすることによって利用者の負担分が引き下げられるのではないかな、またはそういうふうには是正していかなければならないのではないかなというふうに思うものですから、仮にそういった数字になってきた場合、60%とか、そういう形になってきた場合にこれを引き下げようとする考えがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 ただいま保育料の保護者の負担割合、17年、18年、19年、今後仮にその保護者負担が60%程度になったらどうするのだというご質問でありますけれども、当然議員ご承知のとおり砂川市学童保育条例で保育料という形でうたっておりますけれども、当該年度、年度の負担でいけば、では60%のときはこうなりました、翌年になったときに、いろんな事情があつてというか、実際に事業を行ったら、例えば35%で済んだと。そうしたら、それをやはり今度は差があるのですか。今言ったように、この保育料というのが条例で決まっていますけれども、その実績でもって上がったあるいは下がったというようなものからいけば、当然市民にこの条例で示しているこれらについても毎年増減があつていいものなのかというふうな考え方になります。それで、現行の今1万円というこの設定につきましては、市民の方からもかなり、料金はまず別にしまして、学童保育の運営自体に非常に喜んでいただいていると、そんなようなこともありまして、年々利用される方もふえ、また20年の予定もふえている状況でありますから、ただいまご質問のありました保育料等については、当然市民負担というようなことで使用料、こういった負担金、これらについて昨年も行政改革の中でもいろいろとご論議されていましたが、市全体のそういった財政状況等も十分検討しながら検討すべきものというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 再々質問までするつもりはありませんでした、実は。ですけども、これは言わざ

るを得ないということで私再々質問までさせていただくわけでありませうけれども、質疑ですね、させていただきます。私ちょっと誤解を、私の話している内容が誤解を与えたのかなということをもっとおわびしなければならないというふうに、私単年度ごとに保育料といいますか、利用料を増減させるとか、引き下げるとか引き上げるとか、そういうことを言っていたわけではないのです。何よりも、私1点目にこれまでにどのくらいの利用者数、これで推移していますかということで聞いているのです。ですから、単年度ごとに、ことしはこうだったから、来年度からこう、今年度がこういう見込みだから、こうという、そういうことを求めているわけではなくて、17年度55%だったのですよ、18年度は初期投資があったから39.5%ということにとどまっておりますけれども、これ初期投資なかったとしたら50%台いつているのですよ。そして、20、19年度にはまた、これまた53%という形になっているのですよ。ですから、これ今の現状から見て、50%以上負担しているということにはほかならないわけなのですよ、これ。ですから、それをこれまでの推移を見守ってきた中で、この1万円という負担料、負担の金額ですけれども、月額、これで今まではきましたけれども、これが果たしていいのかな、どうなのかなということを考える時期に来ているのではないですかということをお投げかけたのであって、別にことしがこうだったから、来年からこう、安くしたほうがいいのではないですかとか、そういうこと言っていないよ、私は。ここだけ勘違いされてもらったら、ちょっと困るのですけれども、これまで少なくとも3カ年の部分を見てきて、50%より超えているではないか、この負担割合でいいのですか、そういうことを言っているのですよ。ですから、私あえて60%ぐらいになったらどうなのですかということをお伺いしたのであって、そういう今のご答弁のままいくのであれば、17年度の55%というのはこれどうなのでしょうかと話にもなってきますし、19年度見込みで53%というのはどうなのかと話にもなってきますし、道が示した50%、50%というのはあくまでも目安であって、それを遵守しなければならないというものではないのですねと言わさるのです。

ですから、私はお伺いしているのは、そういういわゆる児童福祉の観点から見て、そういうお気持ちがあるのかなのかということをお聞いているのです。ですから、利用料にそれが反映させられないものなのかどんなものなのか。これ予算なものですから、予算に対するこれ総括なものですから、私そういうお伺いしているのですけれども、私はちょっと、2回目の質疑が誤解を招くような質疑だったのか、ちょっとわかりませうけれども、私も一々原稿書いているわけではないですから、ちょっとわかりませうけれども、私はそういうつもりで言ったつもりはございませうので、その考え方、1万円という金額が固定されたものなのだという考えのもと、後づけの理論として出てきているのだと思うのです、今のご答弁聞いていると。ただ、そうではなくて、これまで3カ年の実績を見たときに、今後考える検

討課題でないですかと私投げかけているのですけれども、その辺の考え方お伺いします。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 負担割合の関係で、議員ご承知のとおりおおむね2分の1と、そしてまたその2分の1についての公費の考え方は国、都道府県、市町村でそれぞれというふうな、この基本的な考え方がありますから、当然保育料どうあるべきかというのはこれが基本になってまいります。その際には、やはり議員のおっしゃられました過去の実績はどうであったのだというのとあわせて、では今後どういうふうな見込みを立てるのだというようなことも当然、その検討する際にはそれらの資料をもとにまた検討しなければならないというふうに考えています。いずれにいたしましても、これは条例事項ですから、当然改正しなければならないというときには当然十分検討して、必ずしも1万円、これは将来にわたってかということではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 議案第7号 平成20年度砂川市一般会計予算について大綱質疑をさせていただきます。

最初に、歳入についてお伺いをいたします。2008年度の地方財政計画の特徴と砂川市の財政の影響について伺います。2008年度の地方財政計画の基本的な特徴は、概括的に言えばこれまでの小泉構造改革路線、特に2006年度の骨太方針の歳入歳出一体改革による地方財政抑制路線は基本的に堅持しつつも、昨年の参議院選挙で示された地方の反乱の対策として、2004年度以来毎年減額されてきた地方交付税が5年ぶりに増額されたのが一つの特徴だと言われております。しかし、市長の市政方針演説にもありますように、三位一体改革での交付税の大幅削減から見ればわずかなものにしかすぎません。

そこで、市の予算編成にとって重要な地方交付税について、まず何点かお伺いをいたします。今度の地方財政計画の目玉とされている地方再生対策費の規模と配分の仕組み、砂川の予算編成にこれがどう反映されているのか。また、総務省は、この地方再生対策費の単年度対策費は単年度限りでの措置でも毎年大きく増減するものでもないというふうに言っているようでありますけれども、次年度以降これがどういうふうになるのか、市の財政に大きな影響を与えるので、お伺いしたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、07年度に導入された頑張る地方応援プログラムの交付税措置についてです。ことしは、来年度は前年度に比べて増額されたのか減額されたのかお伺いします。また、同じく導

入された新型交付税の増減についてもあわせてお伺いをしておきたいというふうに思っております。

次に、市長も市政方針演説で述べられたように、自治体財政再建法、2007年6月の制定に基づいて昨年の12月28日に早期健全化基準と財政再生基準が政令で交付され、08年度決算から適用されるというふうに言われておりますので、二千、平成20年度予算は極めて重要な予算だと私は思っております。財政健全化基準にかかわる各種指標については、07年度の決算から公表しなければならないし、08年度決算からこれが適用されるということになっております。そこで、財政再建、財政健全化判断比率の4つの基準から見て、平成18年度の決算ではその指標が示されておりますけれども、ことしの予算案はどの位置にあるのかお伺いしたいというふうに思います。

もう一方で、政府も財政再建健全化法を進めつつ、地方の借金返済を減らすための対応も迫られておりました、その一つが公債費比率負担軽減対策です。07年度から09年度の3年間に限定して、年利5%以上の地方債の繰上償還を補償金なしで認めるというもので、先日の予算の説明によれば約4億4,500万円見込んでいますけれども、これらを繰上償還することによって08年度の市の財政にどんなような影響を及ぼすのか、また影響はないのかどうかお伺いをしておきたいというふうに思っております。

次に、歳出について何点かお伺いをいたします。まず、1つは、総務管理費についてであります。今原油の高騰が続いて大変な事態になって、おさまることがありません。そこで、公共施設などの管理費の増大が心配されております。市全体の公共施設全体での影響額についてお伺い、1つはお伺いしたいと思います。

2つ目に、民生費について何点かお伺いします。知的障害者、身体障害者、精神障害者の自立支援に要する経費が計上されておりますけれども、2006年の10月に本格的に施行された障害者自立支援法は、障害者団体の大きな運動と野党の国会での追及が政府を動かして、政府与党は昨年12月に障害者自立支援法の抜本的見直しの報告書をまとめました。その内容について1つはお伺いしたいのですけれども、同時に政府の08年度予算案ではこの抜本的見直しに向けた緊急措置として特別対策で一定の改善策をとらざるを得なくなっていますので、この特別対策の中身と砂川市の予算案にこれがどのように反映されているのかお伺いしたいというふうに思っております。

2点目も母子家庭の児童扶養手当についてであります。4月から実施予定の支給削減要件の見直しが行われたわけです。これも母子家庭にとって大変重要な中身でありますので、見直しの内容と本市の母子家庭への影響についてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、今国も地方にとっても最も重要な施策の一つに少子化対策がありますが、残念ながら市長の市

政方針演説にはありませんでしたので、2点にとって、妊婦健診についてお伺いをしたいと思うのです。母体と胎児の健康チェックの妊婦健診は、1回当たり数千円から1万円以上かかりますけれども、医療保険が使えず、自己負担です。経済的理由などから一度も健診を受けず、最後に病院に駆け込む飛び込み出産が今大きな社会問題になっており、昨年の奈良県の事件もあり、厚生労働省は少なくとも5回以上の健診に助成をとというふうに各市町村に呼びかけ、財源は交付税措置をしていると言っていますので、砂川市の場合は現在2回ですけれども、これを何回までふやす計画なのか、ことしの予算では、お伺いしたいというふうに思っております。

それから、乳幼児の医療費と就学前児童の医療負担の内容がこの4月から変わるようであります。当然市の予算にもこの中身は反映されるというふうに思いますので、その辺について、その内容と考え方についてお伺いしたいというふうに思っております。

次に、労働費の季節対策、季節労働者対策に要する経費についてお伺いいたします。ご承知のように、30年以上にわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など季節労働者冬期援護制度が2006年度限りで廃止され、ことし初めての冬を迎え、季節労働者の皆さんは大変厳しい状況にさらされております。今年度から通年雇用促進支援事業が始まり、砂川地域通年雇用促進協議会が設立されて、季節労働者の能力開発や通年雇用支援対策に鋭意取り組まれているようであります。これが本当に季節労働者の皆さんの通年雇用や生活向上のために結びついてほしいなというふうに私ども思っておりますけれども、そのこれまでの取り組みの内容と来年度の具体的な事業計画についてお伺いしたいというふうに思います。

最後に、衛生費の砂川地区保健衛生組合の負担金についてであります。予算の説明によりますと、可燃ごみ焼却処理委託料が25%程度引き上げられるようですが、社会経済委員会の報告や新聞の報道によりますと、この5年契約で2年間は25%程度の引き上げ、その後3年間は58%もの大幅な引き上げになるというふうに聞いております。これは、自治体財政にとって非常に大きな影響を与えるものだというふうに私ども考えておりますので、市の財政への具体的な影響額とこれが市民生活への影響を及ぼすのかどうなのか、あわせてお伺いして、1回目の質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員の1回目の質疑に対する答弁は、午後1時から行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 0時59分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて総括質疑を続けます。

土田政己議員の1回目の質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) それでは、私のほうから一般会計の歳入歳出、歳入につきましては地方財政計画の特徴と市財政への影響について4点ほど、それから歳出のほうでは原油高騰による公共施設など一般管理費全体の影響額についてご答弁を申し上げます。

まず最初に、地方再生対策費の規模と配分の仕組み及び期限についてでございます。地方再生対策費につきましては、地方と都市の共生の考え方のもと、地方税の偏在是正により生じる財源を利用して、地方が自主的、主体的に行う地域活性化施策に必要な経費を地方交付税の基準財政需要額において平成20年度から包括的に算定されるものであります。算定額は、都道府県1,500億円程度、市町村2,500円、500億円程度が予定されており、特に財政の厳しい地域に重点的に配分するとされております。算定に当たっては、人口規模のコスト差、いわゆる段階補正が反映されるほか、第1次産業就業者比率、高齢者人口比率を用いて補正が行われ、標準的な算定額としては人口10万人規模の市町村で2億円程度、人口5万人規模で1億3,000万円程度、人口1万人規模で8,000万円程度、人口5,000人規模で6,000万円程度と試算されておりますが、砂川市においてはさきに申し上げた補正要素により、標準的な算定額を下回る5,653万3,000円と試算されたところであります。また、期限につきましては、地方再生に要する経費の財源を措置するため当分の間の措置として地方再生対策費を設けることと、設けるとされているにとどまり、明確な期限は示されていないものであります。

続きまして、2007年に導入された頑張る地方応援プログラムの交付税措置は前年度と比べて増額されたのか減額されたのかというご質問と新型交付税の増減についてお答えいたします。頑張る地方応援プログラムの平成20年度交付税による支援措置額につきましては、平成19年度と同額の3,000億円程度とされております。普通交付税では、行政改革指標などの成果指標が全国平均以上に向上した市町村及び都道府県に対し、基準財政需要額の割り増し算定として2,200億円程度措置されており、過疎地域等の市町村はさらなる割り増し算定が行われることもあり、砂川市では平成19年度9,464万8,000円が基準財政需要額に算入されたところであります。また、特別交付税では、地方独自のプロジェクトに取り組むための支援経費として500億円程度とされており、砂川市では平成19年度の1市町村当たりの上限額である3,000万円が交付されたところであります。

次に、新型交付税の基準財政需要額の増減についてであります。平成19年度と比較して、包括算定経費の市町村分は2.5%程度の減と見込まれているところでございます。なお、基準財政需要額の個別算定経費では、交付、公債費などを除きますと1.0%程度の減となっておりますが、公債費などの伸び、地方再生対策費などにより普通交付税は増額となったところであります。

続きまして、健全化判断比率の4指標から見て、砂川市は見てどの位置にあるのかというご質問でございますが、財政健全化法で定められた早期健全化基準、財政再生基準である4指標には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの判断比率があります。砂川市では、このうち財政健全化基準が25%となっている実質公債費比率が平成18年度で24.8%であることから、懸念されているところであります。財政健全化法では、まず平成19年度決算から健全化法判断比率の公表を行い、平成20年度決算から比率が基準を超えた場合の財政健全化計画等の策定を行うこととされております。となりますが、法が整備された全国一律の基準で判断するために、比率の算出方法が検討されているところでもあり、具体的な統一された算出方法が示されていない部分がありますが、起債発行の抑制と平成19年度における繰上償還や公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債の発行などにより、法適用となる平成20年度決算では健全化判断基準の25%を下回るものと考えているところであります。

続きまして、公債費比率、公債費負担軽減対策による平成20年度の市財政への影響でございます。公債費負担軽減対策につきましては、地方自治体の公債費負担軽減のため、国の平成19年度から21年度までの臨時特例措置として行われているものであります。徹底した総人件費等の削減を内容とする財政健全化計画、または公営企業経営健全化計画を策定し、行財政改革、経営改革に取り組む場合、本来繰上償還する場合に必要な利子相当額の補償金が免除され、高利率の公的資金の繰上償還が認められるものであり、これらの計画を一般会計のほか、下水道会計、病院会計において策定し、一般会計7億7,200万、下水道会計15億2,000万円、病院会計4億1,000万円の繰上償還の承認を得ることができたところであります。この3年間で実施する繰上償還借りかえによる一般会計における利子軽減額は、借りかえ後の利子がもし2%とした場合は約1億円程度の軽減となるものであります。また、実質公債費比率への影響として、平成19年度にこの公的資金の繰上償還、加えまして市町村振興協会資金の繰上償還を実施いたしましたので、平成20年度の単年分として0.9%程度の比率の軽減が図られるものであります。

続きまして、歳出のほうでございます。原油高騰による公共施設など一般管理費全体の影響額でございます。市役所庁舎、公民館、図書館、ふれあいセンター、総合体育館、海洋センター、給食セン

ター、保育所、小中学校等の市の公共施設の平成20年度の燃料費の予算額は総額5,185万5,000円で、平成19年度の当初予算額4,287万4,000円と比較して898万1,000円、約21%の増となっております。燃料費の増加額の内訳は、暖房用のA重油及び灯油が単価の高騰等により1,323万8,000円の増、プロパンガスが1万1,000円の微減、それから車両用のガソリン及び軽油が単価の高騰はあるものの直営による除排雪の民間への移行による使用料の減により424万6,000円の減であり、予算増加額の大部分は暖房用等のA重油及び灯油の単価の高騰によるものであります。これは、平成19年度の予算編成時と新年度予算編成時と比較し、市の契約単価でA重油の大口が68円から92円へ24円、約35%の増、小口が71円から94円へ23円、約32%の増となり、灯油大口が69円から97円へ28円、約41%の増、小口が71円から99円へ28円、約39%の増とそれぞれ単価アップとなったものでありますが、今後とも引き続き各施設で燃料の節減を行いながら経費の節減に努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から、歳出の障害者自立支援法の特別対策、それから児童扶養手当の見直し、少子化対策として妊婦健診、乳幼児医療費の関係、それと最後にエコバレー歌志内の関係についてご答弁を申し上げます。

障害者自立支援法の見直しの内容と特別対策についてご答弁申し上げます。障害者自立支援法は、平成17年に制定され、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができることを目的としており、少子高齢化社会において従来の支援費制度にかわり、障害者に費用の原則1割負担を求め、障害者の福祉サービスを一元化し、自立に向けた支援をするものであります。この法律は、平成18年4月1日より一部施行、同年10月1日より本格的に施行され、地域生活の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で暮らせる社会の構築を目指すものであります。国民のさまざまな意見により法の枠組みを守りつつ、法を施行して3年後に見直しを行うこととし、この制度を着実に定着させるために特別対策事業が実施されているものであります。平成20年度に予定されている国の特別対策事業について申し上げます。利用者負担の軽減措置については、平成19年4月から既に実施されておりますが、さらなる軽減措置として利用者負担について本年7月から低所得1の区分の方は1カ月当たりの負担上限額3,750円が1,500円に、低所得2の区分の方は6,150円が3,000円に、また低所得2の区分の方の通所サービスは3,750円が1,500円に引き下げられることとなります。さらに、成人の障害者については、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を世帯単位から個人単位に見直し、本人と配偶者のみの所得に改めるこ

ととなります。その他国においては、事業者の経営基盤の強化、重度障害者への支援、児童デイサービス事業への支援など幅広く特別対策事業を実施することとしております。

続きまして、母子家庭の児童扶養手当の見直しの内容についてご答弁申し上げます。児童扶養手当は、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律により一部取り扱いが変更となりました。改正の趣旨は、配偶者の死亡や離婚等の生活の激変を一定期間緩和し、自立を促進するというものであり、改正の内容は児童扶養手当の受給開始から原則5年を経過した場合、支給額を2分の1とするものであります。ただし、就業意欲はあるものの、受給者や子供等の障害、疾病等により就業が困難な事情を有する場合や就職先が決まらない場合は申請どおり、申請により従来どおり全額支給するものであります。この取り扱いについては、本年4月以降の手当から対象となるため、4月に対象となる74名の方々へ重要なお知らせとして関係書類を2月28日に書留により郵送したところです。なお、本年2月22日現在の児童扶養手当受給対象者は225名であります。取り扱いの変更については広報すながわ4月1日号でお知らせするほか、今後対象となる受給者の方々には順次個別に書留郵便でお知らせすることとし、児童扶養手当支給に関し適正な事務の執行に努めてまいります。

続いて、少子化対策でありますけれども、妊婦健診について厚生労働省は少なくとも5回の助成をと呼びかけています。この件でございます。妊婦健診につきましては、厚生労働省から19年1月に妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられるとの通知がありましたが、この通知に関し、厚生労働省では妊婦健康診査の公費負担は自治体の実情に応じてご検討いただくものであり、今回の通知は公費負担を義務づけたものではないとの見解を示しているところです。平成19年度の砂川市の公費負担回数は2回であり、近隣市の状況はゼロ回、1回、2回などとなっております。このような状況の中、本市における平成20年度の妊婦健康診査については、公費負担を1回増の3回とし、検査内容として超音波検査を引き続き対象とするほか、従来の検査項目に血液型検査、C型肝炎検査及び血糖値検査を追加し、内容の充実を図ることとしております。

次に、少子化対策のうち乳幼児医療の拡大についてご答弁を申し上げます。現在の乳幼児医療費助成事業は、北海道と2分の1ずつを負担する公共、共同事業として、砂川市福祉医療費助成条例に基づいて就学時前までの乳幼児に助成を実施しております。乳幼児医療の対象につきましては、3歳未満及び市民税非課税世帯の場合は初診時一部負担金のみであり、3歳以上就学時前までの市民税課税世帯の場合1割の負担となっております。今後の取り組みにつきましては、北海道が少子化対策の一環として乳幼

児医療事業を小学生の入院についても助成内容を拡大する方針であることから、本市といたしましても少子化対策の推進に向け、北海道と共同で助成範囲を拡大することとし、本年10月の実施を想定しております。今回の乳幼児医療の助成拡大により、保護者への負担軽減の効果は大きいものと考えております。

エコバレー歌志内の関係でございます。エコバレー歌志内ごみ焼却料引き上げの件であります。平成20年度から平成24年度の5カ年のエコバレー歌志内との焼却委託料について、これまでの1トン当たり消費税込み1万5,960円から平成20年度、21年度は1トン当たり消費税込み1万9,950円、平成22年度から24年度は1トン当たり消費税込み2万5,200円とすることで砂川地区保健衛生組合を含む中、北空知地域3組合で合意したところであります。このことによる砂川市の影響額は、平成20年度で約1,740万円の負担増となるものであります。平成15年度にスタートした中、北空知地域ごみ処理広域化は、より効率的で費用負担の少ない処理方法を選択し、廃棄物処理の安定的、経済的、効率的な対策を推進することが基本であります。今回の委託料の引き上げにつきましては、3組合構成市町の財政運営にとって非常に厳しい状況となりますので、将来的な処理方法について直営方式等を含め、今後十分検討しなければならないと考えておりますので、3組合を初め、構成市町とも処理方法のあり方について早急に検討を進めてまいります。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 是枝 喬君（登壇） 私から、季節労働者対策に係る砂川地域通年雇用促進協議会の取り組み等についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、季節労働者対策といたしまして国により平成19年度新設されました通年雇用促進支援事業に基づき、昨年8月に砂川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町の行政、商工会議所、労働団体等により構成されました砂川地域雇用促進協議会は、道労働局から事業実施に向けて委託を受け、同協議会の事務局をつかさどる当市商工労働観光課内に雇用支援員を配置するなどし、事業を実施してまいりました。この間、昨年12月には、通年雇用化バックアップ事業といたしましてハローワーク滝川の協力によりまして、事業主を対象に改正雇用保険法、通年雇用奨励金等の説明と情報提供等を内容としました季節雇用事業所説明会を組織します2市2町においてそれぞれ開催し、合わせて73の事業所が参加をいただいたところであります。加えて、同じく昨年12月には事業所と季節労働者を対象とした季節労働者就労意向調査に関するアンケート調査を2市2町でそれぞれ実施をしたところであります。また、2月に入りまして、通年雇用化チャレンジ事業といたしまして、小型移動式クレーン運転技能講習、これを3日間、15名の参加をいただきました。さらには、クレーンの玉掛け作業技能講習とし

て、これも3日間で19名の参加を得て開催したところであります。協議会では、これらの技能講習を受講し、通年雇用により有利な資格を取得する季節労働者への支援として受講経費の一部等の助成をしているところであります。また、これら季節労働者並びに事業所への情報の提供として、季節労働者については個別に講習会の開催、さらには資格取得に向けた取り組み、前段には協議会のこの地域促進支援事業の内容等を記載した、そういった情報ペーパー等も個別に郵送したところであります。

この20年度の取り組みとのお尋ねでもございますが、20年度の計画につきましては、この2月に協議会の下部組織であります運営協議会で事業計画をもみまして、それをもとに協議会として決定をし、3月の初めに国に対して、北海道労働局に対して申請をしておりました。この末に認可になるのではないかと思いますですが、この実施計画についてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、大きな柱としまして、通年雇用化バックアップ事業としまして20年度は3本を計画をいたします。1本目は、経営相談という形で、これは事業所を対象に経営相談を実施し、通年雇用化に向けて個別に相談し、事業所の抱える課題解決及び事業計画づくり、それらについて支援をし、季節労働者の通年雇用化を促すものであります。これにつきましては、2市2町でそれぞれ20年度は3回ずつの開催を計画をしております。バックアップ事業の2本目としては、相談窓口、さらには戸別訪問等の実施であります。これは、事業所を戸別訪問することにより、各事業所の実態の把握、細部にわたる把握と雇用している季節労働者等々の、これは人数等々になりますが、それらの実態を調査し、あわせて通年雇用奨励金などの各種援助制度等の説明をも行うものであります。これにつきましても、2市2町でそれぞれ1回ずつを計画をしております。3本目のバックアップ事業としては、経営セミナーの開催であります。事業所を対象に経営セミナーを開催し、通年雇用化の成功事例等を紹介することによりまして、通年雇用化に対する理解と意欲の事業所の喚起を促す、それらについてセミナーを開催いたします。これは、砂川市を初め2市2町でそれぞれ1回ずつ実施する計画でございます。

次に、通年雇用化チャレンジ事業としまして、季節労働者説明会、さらには研修会の計画でございます。通年雇用のための各種研修や就職に資する情報などの提供など、就職促進のための取り組みを行うため、季節労働者が参画する研修会を2市2町それぞれの単位で開催をしております。さらには、その場で雇用保険等の説明等々も当然行ってまいりたいというふうに考えています。

次に、地域雇用確保対策事業としまして、パンフレット等の作成もでございます。これは、国及び道における助成制度や当協議会の事業内容なども、を説明し、それらのペーパーでの情報紙をつくり、個別に配付をし、周知を図っていくものであります。

次に、季節労働者資格取得支援事業としまして2本計画をしております。これは、季節労働者の教育

訓練としての資格取得と労働中の事故を未然に防止するための安全講習、これにつきましても2市2町単位でそれぞれ1回ずつの講習を計画をしております。2本目は運転技能講習として、現場で働ける運転技能を習得させ、講習を実施することによりまして資格取得に結びつける支援を通じて通年雇用化の促進を図るもので、これも昨年、19年度計画しました小型移動式クレーン運転技能講習とクレーンの玉掛け作業等々を予定をしております。

以上が20年度の砂川市地域雇用促進協議会での主な事業内容となっております。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問をさせていただきますが、大変きめ細かく答弁いただきまして、何点かに絞って再質問をさせていただきます。

先ほど1つは、歳入で地方再生対策費についての具体的なご答弁がいただきましたが、実際には砂川5,653万ですか、という我々の予想から見れば少ないと思われるのです。人口5,000人規模でも6,000万というふうに言われているのに、それよりも少ないというのは少ないというふうに思われるので、それは配分の考え方はいろいろあるのしょうけれども、やはりこの配分方法についても、それからもう一つは期限についても当分の間ということではっきりしていない、先ほどご答弁いただきましたけれども、があるものですから、やはり財政の基盤確立するためにもぜひ期限をきちっとやっぱり延長していただくことと、財政の配分方法についてもやっぱり改善を求めていくことが必要でないかなというふうに思っておりますので、その辺お考えをひとつ、期限と配分方法ですけれども、お願いしたいと思っております。

それから、歳出については、たくさんご答弁いただきましたが、私は1つは少子化対策の妊婦健診と、についてと乳幼児の医療の問題についてお尋ねしたいのですけれども、砂川市はことし、この20年度から2回から3回に1回ふやしたというふうに言われています。先ほど部長答弁がありましたように、厚生労働省は昨年1月に、部長は正確に言わなかったのだけれども、妊婦の健診の助成は14回程度が望ましいが、最低限必要なのは5回以上行うべきだと。しかし、それは、各市町村の判断という部分もあるでしょうけれども、それでことしの国の予算や厚生労働省の見解によると、十分に交付税措置をしているというふうに言っております。そこで、全国の状況をずっと調査いたしましたら、ほとんど2回でしたけれども、多いところは16回、14回、10回とかいうふうはこの妊婦健診の回数をふやしてこられる、新年度からふやすという自治体が圧倒的に多くなってきているのです。

それから、乳幼児の医療費や就学児童前の負担の軽減もありますけれども、やっぱり子供さんの病気では大変、少子化対策の上でも大変なので、安心して医療にかかれるということが重要なことだという

ことで、国も道もそういう施策をとっておりますけれども、先ほどの答弁では道の、道と一緒に進めていくというだけで、私にはこの砂川市独自の施策はちょっと見られないので、その点についてちょっと伺いたいのですけれども、今砂川は市立病院に産婦人科が集約されて、私たちも若い人たちのお話を聞きますと、砂川でやっぱり安心して子供を産めるということから、砂川に住みたいということも、声もあります。さらにそれに加えて、健診もしっかりされて、助成もあって、さらに子供たちの医療費も一定の分やっぱり無料化あるいは軽減措置がとられるということになれば、もう若い人が私は砂川に定着できる条件があるのでないのかと。私どもも、なかなか若い人が砂川に住まれないのは仕事がないからだということは十分言っていたけれども、いろいろ調査してみますとそうではないのです。仕事がふえることももちろん大事なことのだけれども、仕事は他市町村でもいいと、砂川に来れば安心して子供を産み育てることができるのだという、そういう場所を若いご夫婦たちは、若い人たちは一生懸命探しておられるという話も随分聞き及びます。極端なこと言えば、札幌の勤務でいいと、仕事は、だんなさんの仕事は。でも、安心して子供さんを産み育てられるのだったら砂川に住んでもいいですよというお話まで聞かせていただいていることもありますので、やはりこのすばらしい砂川市立病院が今度新しくなりますし、そこにいわゆる産婦人科も、あるいは小児科も集約されるということになれば、砂川市に、やはり子供さんの場合時間を、妊婦さんの場合もそうですし、子供さんの場合もそうですけれども、やっぱり近いところで病院に行くということが求められる点では、砂川に来れば安心できるというお話を伺っていますので、私はぜひ、今国も道も少子化対策に相当力を入れておりますし、砂川市の将来を見込んでも、やっぱり若い人たちが砂川市に住んでいただくという点でも、この妊婦健診の助成を1回ふやしたというのではなくて、少なくともやっぱり5回以上というふうに厚生労働省は言っているわけですから、できれば10回、14回、厚生省が言う14回が望ましいというふうに言われているわけですが、いきなりそこまでいなくても最低でも5回以上の助成制度をとるべきでないのかなと。それから、学校に通っているお子様たちの医療費の軽減措置もぜひ道とあわせて、同時に砂川市独自でも検討することが必要でないのかなというふうにも思っておりますので、そのあたりのご見解をお伺いをしたいというふうに思っております。

なお、季節労働者の問題については、詳しくご答弁をいただきましたけれども、ただこの協議会は一生涯懸命仕事をされていますけれども、現実的には必ずしも今働く季節労働者の皆さんの暮らしを、がどうなるかという現実の問題からいくと大変厳しいのです。ことしから講習制度もなくなったということもありまして、それから雇用保険の一時金も50日から40日に削減され、さらには30日にされるの

でないかということも言われているのですけれども、そうさせないで、少なくともやっぱり50日のもとに戻してほしいし、それから地元で働く仕事を、の確保についてもぜひ努力をしていきたいと、していただきたいなというふうにも思ったりも、思っておりますので、そのあたりについてご見解がございましたら、お伺いをしておきたいなというふうに思っております。

最後に、障害者自立支援法の問題で先ほどご答弁いただきましたけれども、国も抜本的、来年、3年ごとに見直すということで報告書もつくられています。まだその内容は必ずしもはっきりされていませんけれども、一番問題なのはやっぱり根本からの見直しで、私は応益負担というのを撤回しないとなかなか障害者の皆さんは大変だなというふうに思っています。そして、この報酬も日払いから月額払い制度にもとに戻す。あるいは、報酬単価の抜本的引き上げなども今国が抜本の見直しをしようとしているときですから、ぜひ自治体からもそういう要望は上げていただいて、一層の改善をしていただくように取り組んでいただけるかどうか、その点だけお伺いして、再質問いたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 私のほうから、地域再生対策費、これの配分方法と、それからこの期間ですか、当分の間とされている点についてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、配分方法でございますけれども、たまたまこれにつきましては砂川市については標準的な基準より少なかったと、ということは砂川、この基準よりも多かった市町村も結構あったということでございますので、これがなかなか統一した中で市長会の中で国に要望しようかという点については制度的に難しい面もあろうかというふうには感じております。ただ、市長と年に二、三回総務省のほうに参りますので、その中ではこれらの配分の内容等、またそれに対する砂川市の現状等、これらを含めて何らかの措置などは常日ごろ要望してまいりたいなというふうには考えております。

それから、当分の間の関係でございます。非常に難しいものがございまして、もともとこの地域再生対策費の財源でございますけれども、東京都なり大都市の地方税である法人事業税を一部しゃにむに国税に変えて、譲与税として地方に回してきたという経過がございまして、このやり方が本当に正規なのかどうかというのはいろいろ論議のあるところでございます。これがいつまでも果たして続くのかなという感じがしないわけではないですけれども、もしこれをなくすとなれば、その財源としては正式な税制改正がないとなかなかその財源は出てこないというものもございます。総務省のほうでお会いして話したときには、増田総務大臣になってから随分総務省の雰囲気が変わりましたと、いわゆる地方重視の考え方が出てきましたという話もありましたので、その間はある程度期待してもいいのかなという感じはしますけれども、もともとのこの財源の出し方が大都市の地方税を持ってきているという部分もござい

ますので、それらを含めるとちょっとどこまでこれが、当分の間がどの期間までなのかというのは、正直言いますと見きわめれないというのが実態でございます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 妊婦健診の関係でありますけれども、出産に至るまでの健診としては、多くはやっぱり13回、14回、それぞれ健診を受けて、無事元気に出産をさせるということでそれぞれ健診の回数でありますけれども、これについては砂川市の流れといたしましては、妊娠をしましてということで母子手帳の交付を受けるわけですが、その際に健診での関係についても当然ご説明をして、出産までというご指導をしているという中です。そういう中にありまして、国では確かに交付税の関係でいけば5回分見ているのだよというようなことでありますけれども、正直言いますと、これらに基づいての少子化対策という中で妊婦健診に限って単価幾らで何回というのは積算されておられませんけれども、国の考え方としては最低5回は公費負担をすべきだよという考えの中で、実際平成19年度の状況を見ると、先ほど申し上げましたけれども、近隣市におきましても公費負担はないゼロ回あるいは1回というところもあります。砂川市の場合は、2回というような状況であります。この件に関しまして、さらに少子化対策の充実ということを含めて、健診、妊婦健診の公費負担の回数をふやすような方向であるというような状況から、砂川市においては平成20年度から1回増の3回ということになります。そこで、妊婦健診の関係でありますけれども、これにつきましては市内での状況を見ますと75%程度の方々が、約4分の3の方々が市立病院で出産をされているというような状況から、砂川の市立病院で健診を受けるという方が多い状況でありますけれども、砂川市立病院の健診料の関係を若干申し上げますと、平成16年の4月から、2回目以降の妊婦健診の健診料であります。それまでの6,480円から3,940円に引き下げて今健診を行っているという状況です。それと、超音波健診というのもあります。エコー検査でありますけれども、これらについては、国は最低5回という中ではこの超音波健診については含まれておりません。したがって、超音波健診をするという方については、別途基準的には5,000円程度のそういった健診料がかかるわけでございますけれども、今ほど申し上げました市立病院の2回目以降の3,940円という、この中につきましては超音波健診も含んでこういう料金設定していただいているという状況でございます。それは現在でございますけれども、いずれにしても子供さんの安全な出産のために妊婦健診の増ということですから、平成20年度は3回にいたしましたけれども、それぞれ近隣市の動向なんかを見まして、この回数がいいのかどうか、これらについて状況をかながみてまた検討する余地は十分にあると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、乳幼児医療について市独自でもというご質問でございますけれども、乳幼児に限らず、重度心

身障害あるいはひとり家庭の親御さん、いずれについても福祉医療という中で助成をしておりますけれども、これ北海道と市町村でもって共同の事業で実施しているという状況から、この乳幼児医療のみをもって市独自にという考え方は今ございませんけれども、いずれにしても北海道もこの平成20年度の議会の中でこういった今年の10月から小学生についても年齢を拡大して、入院についてはひとつ市町村と共同で見ようということですから、これについては1回目でご答弁申し上げましたとおり、砂川市も道と歩調を合わせて、共同して実施をしていこうというものでありまして、特段独自でということは今考え持っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、障害者自立支援法の関係で応益負担のお話がございます、議員おっしゃるとおり国も制度発足の際に法律で附則で3年をめどに見直すのだということですから、このすべて、この制定した段階でこの法律が万全であるという考え方ではないというふうに考えております。そこで、個人の応益負担の関係でありますけれども、これについては当初法律で制定されたものから、昨年4月に軽減を行いまして、約個人負担を半額にしたと、そしてさらには平成20年の7月に今回、先ほどご答弁申し上げましたさらにまた2分の1ぐらいに個人負担をとということですから、やはり受益者負担といいますが、本人負担がやはりどうしても応益伴う中ではやはり見直しがかかったということで、1回のみならず2回というようなことですから、そういうことで個人負担もある程度見きわめた中で、この自立支援法でもって障害者での地域での活動というものを支援していこうということで、国も考えているところであります。そういうようなことから、またこういった関係で不備等があれば、当然法律でありますから、全道市長会等を通じて国会に上げていくというようなことは今後あるのでないかというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 是枝 喬君 季節労働者の部分でございますけれども、議員も本当に長くご承知のとおり、季節労働者に関するこの冬期援護制度は昭和52年にスタートしまして、3年ごとの時限立法でもろろ変遷を経ながらも、積雪寒冷地における労働者の冬期の生活の支援策として大きなウエートを占めてきたのは実態があります。しかしながら、残念ながら平成18年度をもってこの制度が廃止されたところでありますけれども、今日の大変厳しい経済状況の中、特に建設事業などで働く季節労働者の実態はまたさらに厳しくなっているものと我々も認識をしているところであります。しかしながら、ご質問の市の独自の援護策なり冬期の仕事の創出等々については、今の市の状況ではなかなか難しいのかなというような判断をしているところであります。今季節労働者については、全国で、全国13道県で23万5,000人という数字が示されております。また、この9割が北海道であります。北海道がその9割

を占めているということで、この季節労働者全般に係る援護策等々については、北海道全体の雇用政策に係る大きな問題だというふうに、問題、課題だというふうに考えております。そのことから、各自治体間の連携と情報交換等々に努めながら、この冬期間における雇用対策のさらなる強化について、これにつきましては国なり道なりに強く要望をしまいたいというふうに考えているところであります。

あわせて、通年雇用促進支援事業に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、砂川地域通年雇用促進協議会が各種事業の企画とその実施に当たっております。2年目を迎えるわけでございますけれども、地域の季節労働者が一人でも多く通年雇用化されるよう、市としてもこの協議会の運営につきましてはできる限りの支援をしまいたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、委員会もありますので、私1点だけお伺いして終わりたいと思うのですが、この妊婦健診について、部長は近隣市等いろいろ見てというふうなお話があるけれども、そうではなくて、私はやっぱり砂川の条件というのは市立病院中心にあるものですから、ぜひその点では、近隣の市町村もなかなか財政が厳しいからということで、少ないのは私たちも承知をしているのですが、やはり砂川市の施策としてすることが、そしてまた最低厚生労働省も5回以上というふうに言っているわけですから、せめてそのぐらいはやっぱり砂川市でやって、そういう若い人たちの期待にぜひこたえていただきたいなということを申し上げまして、終わります。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員の1回目の質疑は、休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて総括質疑を続けます。

小黒弘議員の1回目の質疑を許します。

○小黒 弘議員 (登壇) 平成20年度の一般会計予算に対する総括質疑を行います。

最近、最近というか、この平成20年度の関係でいきますと、砂川市が参加するところの一部事務組

合の関係で大分いろいろな動きが出てきていまして、その点で2点ほどまずお伺いしたいと思うのですが、まず1点目は、先ほど土田議員のほうからも質問がありました砂川地区保健衛生組合の負担金についての関係です。いきさつについては、先ほどの答弁の中でありましたので、ダブってご答弁いただかなくても結構なのですが、ただ先ほどは20年度の予算という絡みの中から単年度の影響額ということ、が答弁されたと思うのですが、そこで単年度、20年度、21年度は年間1,740万ということのご答弁でしたけれども、これ平成22年、23年、24年という形になってくると単年度で約4,030万という、これは社会経済委員会での報告があったのです。

一応5年の契約をこのエコバレーと取り交わすということになったようではありますが、何とその5年間の影響額というのは1億5,550万を超えてしまうほどの大きな影響になると思います。先ほどの単年度なら1,740万、それほどでもないかなというようなお話かもしれないのですが、これは砂川に市民が住んでいる限りは必ずごみは出てくる問題ですし、5年間で1億5,500万というのは相当だなというふうに実は思っています、2回目に用意していたことなのなのですが、先ほどの副市町長を中心にいろいろなお話し合いがエコバレーとされたということも報告されていますけれども、その経過はよいにしても、実はこの今各地域で議会が開かれておりますけれども、北空知の衛生センター組合、こちらのほうも1市4町、深川、秩父別、妹背牛、北竜、沼田というふうな、エコバレーに可燃ごみを持ってきている3つの組合の一つですが、こちらのほうの議会ではやはり質疑に答えた答弁の中で、もうこの際焼却炉を自分のところで設置できないかを研究したいというようなご答弁まで入ってきているのです。我がほうも、そういうふうにそろそろ考えないとだめな時期なのではないかなというふうに思っています。というのは、新聞報道なんかにもありますけれども、何か今回の交渉の中で、つまりもう会社を事業を撤退しようかという気持ちもあるようなお話も出てきているような、つまりエコバレーがこの事業を撤退しようかというような話も出てきているという報道なんかを見ますと、さらなるそれに対する不安というのが感じられるわけですが、この辺のところどのように市長は考えていらっしゃるのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

2点目には、同じく一部事務組合と言っていると思うのですが、中空知の広域市町村圏組合の負担金についてです。こちらのほうは、平成20年度は177万2,000円という予算計上がされています。私も実はこの組合の議員であるのですが、このたび各構成市町のほうから5市5町で基金を出し合っている、その基金を赤平市、芦別市、歌志内市、上砂川町が基金の取り崩しを求めるような規約の改正を求めるという要望書を出したというふうに、これも新聞報道です。残念ながら組合議員には伝わってこないことだったのですが、要望書を出したというふうに報じられているのです。

れども、この辺のところ、菊谷市長は理事としてこの市町村圏組合に参加されておりますので、私よりはるかに情報には詳しいと思いますし、今後の市町村圏組合にとって非常に重要な点だと思っておりますので、何か情報がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

続いて、3点目ですけれども、今年度、20年度は今までとはまた見られないほどに基金の繰入金が大幅に減というふうになって、これはとてもいい状況だと思っているのですけれども、まず現在での基金残高が大体どのくらいになっているのか、それからそれに伴い、今回は基金繰り入れをそれほどしなくて済んできたというような特徴的な状況をお話しいただきたいと思っております。

済みません。ちょっと2点目に戻りますけれども、中空知の広域市町村圏組合の、せっかくですから、砂川市の基金の額を教えてくださいと思います。

それから、4点目です。今回のこの本予算が出る前の予算の概要によりますと、性質別比較表というのがありまして、事業費、これまではたしか建設事業費と呼んでいたと思うのですけれども、19年度の6月補正後と比較して約2億円の減というふうになっていますが、砂川市内経済に与える影響についてをお伺いいたします。

5点目に、20年度の公債費はこれまでの計画の予定を上回る増というふうに、今まではたしか21億円ほど、20年度は償還だった、公債費だったと思っておりますけれども、先ほどのやはり質問、質疑の中でも一部触れられていましたけれども、これは繰上償還による起債だと思っておりますけれども、実質公債費比率への影響は出ないのかどうか、これは一遍に4億ぐらい予定より上回っていますので、実質公債費比率、先ほどの24.8%という、そこへの影響は出ないのかどうかをまずお伺いすると同時に、今後は病院改築の事業で多額の起債償還、多額といっても本当に相当な多額の起債償還が予想されるのですけれども、一般会計での実質公債費比率、当然連結になってきていますので、お互いに影響を及ぼし合う病院事業でありますけれども、実質公債費比率がこれによって25%を超えるというような可能性はないのかどうかをお伺いしたいと思います。

最後になのですが、先ほどからのいろいろな質疑、答弁の中でもありましたけれども、実に国会での混乱が地方に大きく今影響を及ぼしているというふうに思っています。先ほどの後期高齢者の医療制度もそうですけれども、もう一つは道路特定財源の暫定税率の関係なのですけれども、こちらのほうは最近のテレビ報道、国会の動きなんかを見ていますと、3月末まではどうしようもないのではないのかというふうに、報道ではガソリンが一回値下げになってというようなこともかなり報じられていますので、この暫定税率がもしも廃止になった場合、この一般会計には当然暫定税率が入ってくるものということで予算組みが立てられていると思っておりますので、一体どんなふうになってしまうのか、まず影響額

と、それからもしも3月31日までに成立しなかった場合、予算の組み替え等が必要になってくるのかどうかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君（登壇） エコバレーに委託しております可燃ごみの焼却委託料、これが平成20年から約25%アップの1万9,950円というような形の中で、平成22年からさらにアップして2万5,200円になるというような状況で、先ほど議員さんのおっしゃる5年間の合計で1億5,570万というような数字でございますけれども、私どもも昨年からこれ3組合の事務局長をそれぞれ衛生組合、組合の事務局長を中心として交渉をさせておりましたけれども、なかなかこの交渉についてはエコバレー自体が日立グループ、日立製作所、日立金属の子会社というような状況の中から、平成15年からこのエコバレーの焼却施設がスタートして、もう既に三十数億の赤字を持っているというような状況でございます。これはなぜかという、端的に申し上げて、当初の試算の甘さと当初の車のシュレッダーダストを見込んだ部分、約年間3万トンを見込んだ試算をしておりましたけれども、これが大幅にごみの要するに収集量が狂ったというような状況で、結果的に57.9%のアップの2万5,200円で実は提示を受けたというような経過でございます。この2万5,200円については、当初の約束と違うから、当面この1万5,590、1万5,960円ですか、できれば推移させろというお話を申しあげましたけれども、このままではエコバレー自体が倒産をしてしまうというような状況のお話がございました。事務局長会議でそれぞれ詰めておったわけでございますけれども、なかなか思うように詰まらないう。エコバレー自体で解決能力がないというような状況の中で、一回一回それぞれ日立グループの承諾を得るというような状況で実はございました。最終的にこの深川を中心とする北空知の組合と、それから滝川を中心とする中地区の組合、そして中、北空知の南ブロックを中心の、中心とする砂川を中心とする南ブロックの3組合の副組合長で実は交渉を行ったと。

それ以前に、前段の事務局長の会議の中では、段階的に引き上げる方法でどうなのだろうかというような状況でお話があったのですが、これまたなかなか思うように進まなかったというような状況で、この1月の16日に3組合の副組合長がそれぞれ一堂に会して、エコバレーの社長に申し入れを行ったと、2年間の25%のアップ、そして3年後には57.9%というような状況でお話をいたしました。そのお話をしている最中に、実はイタリアのナポリでごみが市中に散乱をしているというようなニュースが実は流れたところでございます。そんな状況の中で、私ども余り金額が高くなってまいりますと、議会もあるし、対住民もあると、このごみの焼却委託については住民からご負担もいただい

るといような部分があって、簡単にはいかないよというお話を実はさせていただきました。そういう状況を含めた中で、この5市9町の自治体がそれぞれ現段階で持っている埋め立て施設の部分も実は検討いたしました。そんな状況があったにもかかわらず、現実の問題として埋め立ての可能な自治体もあり、さらに埋め立ての不可能な自治体も実はありました。そんな状況で、5市9町足並みをそろえる状況の中でいけば、この値上げに反対をして埋め立てで当面処理をして、後に結局自前で可燃ごみの焼却施設をつくるということもなかなかできなかったという状況でございます。そうこうしているうちに、先ほどのナポリの市中にゴミが散乱しているという状況もあって、ある組合についてはかなり腰が引けてきたという状況もでございます。

そんな状況もあって、私ども最終通告で25%、3年後から57.9%ということでお話を申し上げ、その最終通告を持って東京の日立製作所、さらには日立金属に行って、最終的には親会社の合意をもらってきたと、エコバレーの社長が合意をもらってきたという状況でございます。ただ、このエコバレーでこの25%、57.9%アップという部分については、私どもも正直言って全く想定をしていなかった数字でございます。そんなような状況の中から、これは今それぞれ各組合が力を合わせて焼却施設を設置すると言っても簡単にはできません。少なくともやっぱり最低でも5年から10年近くかかるという状況でございます。そんな状況で、今私ども考えている部分といたしましては、これは民間に委託をして推移させてまいりますと、ある程度民間の思いのままになってしまうのかなという実は反省も含めまして、これ早急にこの可燃ごみの処理の施設については3組合で共同で研究をして検討すると。これについては、エコバレーのほうも協力をするというような実は話も実はされております。

これについては、撤退云々という実はお話もありましたけれども、日立グループの社会的、公益的責任として、これは自治体からお願いをされて、今現実に進めているという状況の中から、今すぐ撤退ということは考えてはいないと。ただ、しかし、今すぐ可燃ごみの施設ができて、これが結局軌道に乗るような状況であれば、これは撤退やむなしというようなことも想定はしているようでございます。そんな状況で、これからエコバレーを含めた形の中でそれぞれ協議を進めてまいらなければならないというふうにも考えております。エコバレーの施設の無償譲渡という部分も含めて、それぞれ検討していくという状況にまで現段階ではなっています。早急に3組合で意見を統一した中で、将来どういう形で設置をするのか、それともそのままエコバレーに委託を続けるのか、そこら辺のところについてはこれから早急に検討を加えて、できるだけ市民の皆さんにご迷惑をかけないような形でそ

れぞれ推移させてまいりたいと、このように実は考えているところでございます。そんなところでご理解をいただきたいというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） ふるさと市町村圏の基金の取り崩しについてのご質問がありまして、質疑あったのでありますけれども、これは2月の21日に産炭地の3市1町から、こういう状況だから、ぜひ取り崩してほしい、崩させてくれというお話あったと聞いております。ただ、現時点では、まだこの5市5町が集まってそれをどうするという実は論議まだしておりませんので、これから検討されると思うのです。それで、砂川市は8,338万3,000円ほどでございます。ただ、私備荒資金組合の議員も実はしておりまして、ここにもある市から、財政の逼迫から、備荒資金組合に積み立てをしておられるお金を引きおろしたいという申し出がありまして、この中でいろいろ論議したら、本当かうそかは別として、あすは我が身かなと、こんなようなお話をした首長もおられまして、実はこの備荒資金組合というのは災害でなければお金は引きおろせないという規約になっておるのですけれども、そこでは満場一致で規約を改正をして、やはりこういう状況を乗り越えると、そういうことにすべきではないかということで、これは規約改正をすることにいたしました。したがって、こっこのほうについてはこれからはなりますけれども、ここで私が云々と返事するのもいかがかなと思いますけれども、私は絶対だめだというふうにはならないのかなという気もしないではないですけれども、これから5市5町の首長と連携を密にして検討を加えていきたいというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから基金繰入金の大幅な減とその特色な点、基金残高、交付税の状況等についてほか5点についてご答弁を申し上げます。

まず最初に、基金繰入金の関係でございます。平成20年度予算における基金繰入金は3,480万8,000円であり、平成19年6月補正後と比較いたしますと5億104万1,000円と大幅な減となったところであります。この内訳につきましては、歳入では地方交付税で1億6,000万円の増、歳出では人件費の行政改革による減及び平成19年度にありました退職手当を3年に1度精算することとして生じる退職手当組合特別負担金の減を合わせまして1億3,145万3,000円の減、公債費の繰上償還による借りかえを除きますと公債費で8,487万7,000円の減、それから行政改革による経常経費の約7,000万円の減、さらには土地開発公社用地購入費の1億157万8,000円の減などにより、総体的に大幅な減となっているところでございます。基金残高は、取り崩しが可能である財政調整基金、まちづくり事業基金、社会福祉事業振興基金の平成19年度末の予定残高は6

億5,000万円程度であります。平成20年度末は、基金繰入金が減少となっていることから、6億2,000万円程度を予定しているところでございます。地方交付税につきましては、三位一体の改革により、臨時財政対策債を含めまして減少傾向が続いておりましたが、地方と都市の格差是正などに対応するものとして地方再生対策費が創設されたこともあり、平成19年度と比較いたしますと普通交付税で1億6,000万円の増、臨時財政対策債で1,370万円の減となったところであります。なお、普通交付税を平成19年度交付決定額で比較いたしますと、約5,000万円の増であります。国は、平成20年度の地方交付税総額について必要な総額を確保するため、交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰り延べなどを行っていることから、今後の見通しとしては決して楽観視できるものではないというふうには考えてございます。

続きまして、補助、単独事業費など事業費が、事業費の約2億円ほどの減少について市内に与える影響でございます。普通建設事業費につきましては、平成20年度では約1億8,800万円の減少となっております。この普通建設事業費には、工事請負費のほか用地買収費なども計上されております。前年度との比較の内訳を申し上げますと、工事請負費で約1億6,100万円の減、用地購入費で約1億200万円の減、工事負担金で1,980万円の増となっているところであります。この工事請負費の減では、旧市民会館、福寿園などの解体工事費で1億6,621万5,000円が、5,000円の減が大きな要因であります。ですから、通常の工事費については、昨年並みの確保ができているものと考えているところでございます。

続きまして、公債費の繰上償還について、実質公債費比率への影響についてでございます。公債費の繰上償還は、地方自治体の公債費負担軽減のため、国の平成19年度から21年度までの臨時特例措置として行われているものでありますが、徹底した総人件費等の削減を内容とする財政健全化計画を策定し、行財政改革、経営改革に取り組む場合、本来繰上償還する場合に必要な利子相当額の補償金が免除され、高利率の旧資金運用部資金、旧簡保資金、公営企業金融公庫資金について繰上償還が認められているものであり、この計画を策定し、7億7,200万円の繰上償還の承認を得ることができたところであります。この繰上償還による実質公債費比率への影響は、実質公債費比率の計算に当たっては当年度繰上償還した公債費については比率の計算から除かれるもので、民間資金により借りかえをすることから、軽減される利子相当分が効果としてあらわれ、平成20年度繰上償還による比率の影響としては年度により異なってまいります、異なってきますが、単年度で0.2%程度の減となる年度もあると考えております。

続きまして、病院改築による償還費の増加が実質公債比率にどのような影響を与えるかという点でござ

ざいます。病院改築に係る起債の借り入れにつきましては、平成21年度、22年度に医療機器、器具整備と建設費分が多額な借り入れを予定しております。これらの償還についてですが、平成21年度借り入れ予定の医療機器、器具分については平成23年度から26年度の4年間で元金償還を終了するものであり、平成21年度、22年度借り入れ予定の建設費分についてはそれぞれ平成27年度、28年度から元金償還が始まり、30年間で償還するものであります。このことから、実質公債費比率については、平成23年度から26年度までの医療機器、器具償還時期で単年度で4%程度の増と推計しているところであり、一般会計では、平成16年度がピークでありました公債費償還も起債発行の抑制と繰上償還や公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債の発行による利子の軽減などにより、平成23年度以降は償還額が大きく減少していくこともあり、平成27年度から建設分の償還が始まりましても、具体的な統一された算出方法が示されていない状況ではありますけれども、比率が25%を超えることはないものと見込んでおります。

続きまして、道路特定財源、もしこれが国会を通らなかった場合、この影響額、さらにはもし通らなかった場合の予算編成はどうなるのかという点でございます。本年度の20年度の予算の中では、これ暫定税率も含んだ分として地方道路譲与税、自動車重量譲与税、自動車取得税交付金、これらを合わせますと本年度の予算に暫定税率分として、約8,000万組んでございます。そのほかに、道路事業、北6号線改良舗装事業でございますけれども、これに係る国の補助金、緊急地方道整備事業費、この国庫補助で4,200万歳入を見込んでございます。それで、この暫定税率がもし通らなかった場合でございますけれども、この譲与税関係につきましては当然これらについてはこれを減額した形で振りかえ財源としては基金の取り崩しによって砂川市はこれで賄えるというふうには感じてございますが、1つ、地方道路整備事業、整備事業費につきましては国の補助でございますから、この暫定税率がなくなったからといってこの補助が消えるかどうかというのは、ちょっともう少し国と協議しないとわからない面もございますけれども、これらについては専決処分というふうには今の自治法上ではならないというふうに考えてございますので、万が一通らなかった場合については、臨時議会を想定しながら組み替えをするというふうには現時点では考えているところでございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、2回目の質疑なのですけれども、エコバレーの関係ですけれども、今の段階ではそこまでということなのかもしれないのですけれども、やっぱり一番心配なのはどうしても出さなければならない可燃ごみ、処理をしなければならない可燃ごみということで、本当に今から思えばというところなのですけれども、たしか組合でつくってもそんなにその差はなかったはずなところに民間

に委託ということで、効率的だとかいろんな理由でエコバレーというところに委託をしようかということだったですね。この後は、もう結果論だけなので、これから先どうしようかということなのですけども、やっぱり市民にとってどうしても行政がやらなければならないものというものはきちっと押さえておく、これからの反省点の一つなのかなというふうにも今は思っているのですけれども、ただ一番市民が関心のあることは、今年度は、今年度って20年度ではごみ袋への値上げというようなことは一応しないようになってはいますが、これ今までの砂川の市民負担ということはある程度の大原則があったはずで、たしか20%でしたか、30%でしたか、それを市民負担にさせていただこうということがあったと思うのです。

そうなってくれば、当然ごみ袋の値上げというものにいかざるを得ないのが現実なのかなというふうに思うのですけれども、さてこのところで本当に市民は納得をしてくれるのかどうかなのです。エコバレーが結局今副市長がおっしゃったように自分たちの事業をうまくやり切れなかった。確かに自治体の一般ごみなんていう、可燃ごみなんていうのは収益の中の一部だったはずで、最初は、それぞれ自動車のシュレッダーダストで大いにもうかるし、だから、しょうがない、一般ごみや可燃ごみぐらい入れてやってもいいぐらいな、そんな大きな態度でたしかあったと思うのです。ところが、もう今でいけば、これがなかったらもうだめぐらいな、ほとんどシュレッダーダストなんていうのは入ってきていない状態だと思うのですよね。しかも、最初は随分ダイオキシンの排出の比率も国の基準よりもすごく低くて、物すごくすばらしいような施設の話でしたけれども、そこまで本当にしなければいけなかったのかなというぐらいなものだったと思うのです。

まず、ごみ袋、その関係ですけれども、これどうですか、それぞれの今うちの保健衛生組合の横並びということはある程度必要なのかもしれないのですけれども、相当上手に説明をしていただかないとなかなか難しいのではないかなというふうに思うのです。一体責任はどこにあったのだという話がぶり返してきそうな気がするのです。エコバレーに対して何でそこにというようなことは、市民にとってみれば参加のできる部分ではなかった。もちろん市民の代表である私たちが決めてきたことは間違いのないのです。間違いのないのですけれども、いろんな疑問点がありながらの現在に至っていて、ほら、これかというような話が出てきそうな気がします。ですから、やっぱり先のことをきちっと話ができるような状況をより早くつくっていただきながら、住民に対する説明あるいはごみ袋代の値上げというようなことに対応していつてもらわないと困るなというふうに思います。国が法律を決めたからというわけでは今回はいかなないと、つまりエコバレーが負担金を上げろと言ったから、仕方なく上がるのだという、そ

ういふ話ではちょっと難しいかなというふうにするのです。

では、これからどうするのさということは、必ず出てくるとするのです。先ほどの焼却施設を設置するにも、副市長は5年から10年かかるというふうなお話もありました。あくまでも3組合が共同でやっていくのか、あるいはうちの組合だけでやろうとするのか、何かいつでも足並みをそろえていけるということが本当にいいことなのかどうかというのはあるとするのです。前回もちょっとお話をしましたけれども、エコバレーのダイオキシン並みに数値が低くなくても全然クリアできるわけですから、しかも最近の焼却炉というのは非常によくできてきていますし、うちだけでもどうなのだと考えると、せめて衛生組合つくっているのだから組合だけでどうだとか。たしか今では、1日100トンとにかく24時間燃焼しなければいけないのだというものはないとするのです。あのころは、本当に国がそれだ、それだということで、とにかく大型でなければならない。だから、そのためにはごみがこれだけなければいけないという話があったので、こんな話も変ですけども、ダイオキシンで人が死んだことはないという話も聞きますし、これからやっぱりまずはうちのまちのこと、その次はもう少し広げて砂川地区の保健衛生組合として一体どうしていくのか、さらに3組合合わさったほうがより効果的だったり、より安全性が高まるというふうな議論があるのなら、またそれはそれでいいとは思いますが、やっぱり少し話を急いでいただいて、まずは我がまちどうするかというところからぜひ考えを始めていただきたいなというふうにするのですけれども、その辺のところどんなふうにするのからなっていくのか、あるいはどうお考えなのかをお伺いしたいと思します。

次に、中空知の広域市町村圏、ふるさと市町村圏とも言いますが、こういう話が出てくるだろうということはある程度予想はしていたのですが、それにしても、先ほど市長はちょっと自分の感想というか、思いを軽くお話しになっていましたけれども、基金の取り崩しに対して絶対だめだということにはならないのではないのかなぐらいのお話だったですよ。私は、これ基金、道の基金と合わせて5市5町で9億、それから道の基金が補助金を1億プラスして10億円、この基金の運用でいろんな事業をやっている部分が多いのですよ。どこかが基金崩したら、たちまち運用益が少なくなってしまふのですよ。運用益がなくなるということは、それで年間で事業動かしていますから、事業自体ができなくなる可能性も当然出てくるわけで、そんな簡単なものではないのではないかなというふうにするのです。基金の取り崩しを認めたときには、私は中空知広域市町村圏組合がなくなるときぐらいの思いでいるのですけれども、ただ広域圏組合というものが我々にとって、砂川市民にとってどんなに大事なもののなのかという認識はほとんどないし、どういう事業をやっているかということもほとんどの方々がわかっていらっしやらないのが今の現実だとするのですけれども、最初のころは側溝を共同で掃

除してみたりとか、あるいは今でもありますけれども、交通災害の保険だとか、ただこの保険のほうも随分加入する人たちが少なくなっているような感じがありますし、本当にこれから中空知広域市町村圏組合というものが必要なのかどうかということを考えなければならないのだろうというふうに思います。砂川にとってみても、先ほどの八千何百万の基金が戻ってくるか戻ってこないかという話でもあります。

ただ、僕は、これ中空知の組合の中で非常にしゃべりづらい雰囲気の中で、あえて議員としてしゃべってはきたのですが、広域でやるからやれることがあるのではないかと何回か組合の中でもお話をしてきましたけれども、なかなかそういうふうにはならないのですよね。何かイベントみたいなことしかやっていなかったりとか、本当に広域で基金を出し合った運用益の中でやっていくような事業なのかなというのが正直あって、そのうちまた組合の議会もあると思うので、いろいろお話も聞いてみたいとは思いますが、例えば最近では自治体の中でもいろいろ法的なものの問題というのがいっぱい出てくるので、広域圏で弁護士を雇ってみるとか、あるいは税収対策に向けて広域圏で何かやってみるだとか、あるいはもっともっと言えば、道が示している病院の再編の関係なんかでも、何でこうやって広域圏の組合の中で話し合いができないのかなというのは本当に前から思っていて、せっかくこういう組織があるのに、本当に生かされていないのだなというふうに思うのですよね。僕ら議員がそこに参加するときは、1時間もないかぐらいの議会なのです。大体次の議会が、ほかの組合の議会が予定されていて、何か質問すると質問しづらいような雰囲気で、首長さん方も10人集まるのですが、何かじっくりと話ができないような雰囲気もあったり、やっぱり非常に残念です。うまく5市5町が、合併こそしないまでもいろんな行政事業、事務事業のことで協力し合えれば、これは意外といふ力になっていったりできるのではないかと思うわけですよ。先ほども言いました特に病院の広域化なんてことは、ここの組合で話し合ってもらわなかったらどこで話ができるのというぐらいに大事なこともあるのになと実は思っています。

細かいことはいいのですが、この基金を崩すということになったときには、当然規約をどうにかしなければ、たしか規約の中にはそんなようなことも書いてあったような、今自分では持っていないのですが、前に一度読んだときはそんなことがあったような気がしますので、市長、これからどうなのでしょう、この組合って変わっていきける要素ってあるのですかね。市長、それぞれの首長さんたちは、私たち議員よりもあらかじめ最初にいろんな事業や何かのことを話し合ったり今後のことが話し合ったりされていると思いますので、その辺のところの雰囲気をちょっとお聞かせいただければと思いつつ、それから果たしてどこか情報を出したところだけの基金を一時的に崩させることが可能なのかど

うか、そもそも。そこのところをお伺いしたいなというふうに思っています。

たしか夕張もそういう問題で話が出てきた中で、総務省はいいぞと言った。ところが、岩見沢でしたか、を中心とするやっぱりふるさと市町村圏では、その基金の取り崩しはだめだというふうな回答を出したというふうにも聞いていますし、その辺のところがかうやってばらばらと、何とかお金が困るので、崩させてくれないかという、出てくるということが何かまずいのではないかなというふうに思ったりもしています。その理事長は、滝川の田村市長なのですからけれども、新聞報道で何と言っているかといいますと、ふるさと市町村圏の一体性の維持を基本としつつ、その基金を取り崩すことについてですけれども、よく検討したいと言っているのです。これどういうことだろうかと僕は思うのです。検討ということには、だめだという検討の仕方もあるし、だけれども私は規約からしてみたら崩せないと言うべきだと思っているのですけれども、その辺のところ、先ほどの質問、2点ほどしましたけれども、どんな状況なのかをお伺いしたいと思います。

3点目の基金の関係は、わかりました。ただ、今19年度末の基金が6億5,000万ということでして、19年度でいけば、もう一回19年度みたいなものがあつたらもう一気になくなってしまうというような額でもありますよね。今後、総括質疑ですから、若干お許しただければ、今後この6億5,000万というのはありそうでなさそうなやっぱり金額だと思うのです。毎回今回みたいに基金の繰り入れが3,000万、4,000万で済むかということ、どうもそんなふうにはうまくいかないのではないかなという感じもしますので、少し先の話をしていただきたいと思います。

4点目は、わかりました。大体通常の例年の最近の事業費とそう変わらないというお話があつたので、市内建設業あるいは商工業界にそれほどの大きな影響は出ないような感じが今感じておりましたので、これはわかりました。

次に、公債費の関係なのですからけれども、とにかく病院の関係、またあしたゆっくり聞きたいとは思っていますけれども、確かに病院の会計と連動すると言いつつも、すべて病院が借りたお金がこちらに影響してくるということではないのは理解しているのですけれども、でも少なくとも今までの交付税で入ってきている分の繰出金という形だけではない一般会計からのお金が出ていくことは間違いないのだろうなというふうに思うのです。先ほど部長のお話でいきますと、たしか年度によっては4%程度のその増が、実質公債費の中での増ですよ、4%といたら大きい数字ですよ、今がちょうど24.8%ですから、4%といたらええっという数字になってしまうのですけれども、その辺は大丈夫なのですかね、これ。25%を超えていくかいかないかというところで砂川市は踏ん張っているのですけれども、病院の一番大きい23年から26年の間のところで4%の年度があるかもしれないというお話も

あるので、ちょっともう少し詳しくお話伺えればと思います。

私の持っているのは、これ公債費負担適正化計画、平成18年度なのですけれども、先ほどの部長のお話ですと一般会計のこれからの公債費はかなり下がっていくというお話でしたけれども、この数字見ている限りは、かなりではなくて1億か2億ぐらいつつ下がっていくという感じのように思えるのですけれども、この数字。ちょうどそのころに病院の4%が仮に入ってきたとすると、確実に25は超えてしまうのではないかなと思うのですけれども、そこら辺は大丈夫なのでしょうか。それで、仮に病院のほうの経営がうまくいかなくなってきてしまって、借金返しがうまくいかなくなってきたときに、この起債制限ではなくて公債費負担適正化計画とこの推計と大幅に変化をしてしまうような可能性もあるのかどうか、ここを聞かせてちょっといただきたいと思います。

最後には暫定税率の関係ですけれども、これはこういうふうにならなくなっていくかというのは注視をしていかなければならないという状況であって、砂川の場合は基金がまだあるので、そこを一応取り崩しをしながら、取り崩しと言ったら変ですね、一時なのかなくなってしまふのかわかりませんが、これも大きい金額ですね、これ年間にしていって、もしなくなったらというのは。そのときは、予算のこれ振りかえになるのですか、一応臨時議会を開くというようなお話があったので、まずは何とか8,000万あるいは一番多くて1億2,000万ですか、そんな穴があかないように何とか、地方としては思いは私もいろいろあるのですけれども、砂川市としては何とかこの穴があかないようにというふうに見ていくしかないのかなというふうに思っているのですけれども、以上、2回目の質疑を終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員の2回目の質疑に対する答弁は、休憩後行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時04分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の2回目の質疑に対する答弁を求めます。

副市長。

○副市長 小原幸二君 エコバレーの可燃ごみの焼却委託の関係について再度のご質問でございますけれども、ごみ袋の関係については、議員のおっしゃるとおり一定のルールを定めております。ある程度かかる経費の20%程度というようなことも想定しておりますけれども、この関係については委託の委託

料の値上げが想定外の値上げというような部分もあって、この値上げの関係については相当な慎重な審議を進めていった段階で方向性を見出さなければならないものというふうに実は考えております。今果たして値上げ部分の20%相当分をごみ袋に転嫁して、果たして市民の理解が得られるかどうかというような部分も非常に疑問な部分がございます。そんな関係を含めて、慎重にこれは検討を加えてまいらなければならないというふうに考えております。

それと、このエコバレーに委託したのは平成15年からでございますけれども、この直営でやるのか、それとも民間に委託するののかというような部分で相当なごみの部分については平成14年の12月でしたか、ダイオキシン規制法が施行される以前、平成10年、11年ころからこのゴミの部分については検討を加えていたというのが実態でございます。最終的には、委託するほうが幾ばくか安いというような状況もあって、委託に方向性を定めたというような状況がありますけれども、果たしてそれがどうだったのか、その責任はどこにあるのかというような部分については、これは今ここで申し上げるとこのような形にはちょっとならないのかなというふうにも考えます。

それから、このごみの可燃ごみの焼却委託については、3組合共同で協調してやらなければならないのかどうなのかという部分でございますけれども、実はこのダイオキシン規制法が平成14年の12月に施行される以前の段階で、北海道の実は指導があったというのも事実でございます。それで、中空知と北空知で6市10町でそれぞれ共同で対応したらいかがかというような状況だったのですけれども、実態としては芦別が1つ抜けたよと、それから幌加内が地域の特性でもって抜けたよというような状況があって、5市9町でスタートしたというような状況が実はあります。そんなような状況の中で、今現段階で言えることは、このスタート時点、まだ5年しかたってございませんから、今の段階では5市9町で足並みのある程度そろえていくべきというふうに実は考えておりますし、道もそのようなことを想定している状況でございます。このごみの焼却についてもかなり進化をしてきているというのも実態でございます。そんな状況で、かつてエコバレーが1,000度以上で24時間フル燃焼というような状況でございましたけれども、今は何か800度以上で燃焼しているというような状況もございます。そんなことも含めて、これについてはそれぞれ単独で行えるのか、5市9町で共同でやっていけるのか、そういうような方向については再度これは3組合でこれは協議してまいらなければならないというふうにも考えております。このエコバレーに委託するにしても、今から5年前、平成15年から委託しておりますから、この施設の償却年限が平成15年ということで、平成30年には終了するというような部分がございます。平成30年になると、これエコバレーはいずれにしても撤退をしていきたいと。15年間やれば、これはある程度プラス・マイナスを別にして、この事業から手を引きたいというような話

も何かあるようでございます。

そんなことを含めて、これについては4月、新年度早々にでも3組合でそれぞれお話し合いを早急に持ちながら、最終的に、これは例えば直営でやるにしてもいろんな手法がございます。ストーカーですとか、それからガス化溶融ですとか、いろんな部分で全道の調査を実態、実態調査をした状況もございます。発電まで持っていくというような形になるとガス化溶融というような部分になりますけれども、この処理、トン当たりの処理金額についてもてんでんばらばらでございます。一番安いところでトン当たり1万3,000円というようなところもありますし、高いところでは4万5,000円というところも実はあります。ですから、そんなような状況の中で、ガス化溶融がいいのか、ストーカーという方式がいいのか、そこら辺も含めて、またこれらの3組合直営でやるのかどうなのかという部分も含めて、これは企業さんの協力も得ながら早急に対応してまいりたいということを考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

それから、中空知市町村圏の関係でございますけれども、このふるさと基金、それぞれ10億円でそれぞれ基金を持ってございます。北海道が1億円ということで、10億円で、今現段階でこの基金を取り崩せるのかどうなのかというような部分でございますけれども、現在の中空知広域圏の規約上は取り崩せません。取り崩すとするのであれば、これについては規約の改正が必要というような部分がございます。この取り崩すか崩さないかという部分については、ついせんだって広域圏の事務局から提案されたというような部分で、ただ単に提案の段階で今の段階はとどまっております。この秋口までに方向性を、道との協議も当然必要になってまいります。道が1億円出していますから、これをすべて取り崩すよという形になると道の1億円については返済というような部分も当然考えられます。ただし、この取り崩すというような状況があったにしても、今現段階でこの10億円についてはいかに有効な手段、方法で持っているかというような部分で、この10億円のうち4億円が実は道債を購入しております。6億円については、ユーロ債を買っているというような状況でございます。今道債については、これは崩せるというような部分がありますけれども、ユーロ債については今取り崩すと相当マイナスになるというような状況がございます。ですから、そんなような状況で、どこの基金、広域圏でもそういうふうな状況だと思えますけれども、現実の問題としては南空知は夕張の取り崩しについては否決されたというような状況がございます。これをもし取り崩せるような形にするというような形になると、規約の改正が必要になってくるというような部分がありますけれども、今内々ちらっと話聞いた中では、その40%程度を取り崩すという部分でいかがかというような話もあるやに聞いております。ですから、40%というと道債の部分なのかなというふうに考えます。

それと、もう一点、今広域圏自体が大分広域圏の役割という部分が希薄化してきているというような部分も議員で指摘のとおりかと思えます。この中空知広域圏の歴史をちょっと顧みますと、約40年ほど前にこの広域圏の、が設立されたというような部分がございます。この広域圏の要するに設立した経過については、この広域圏をつくって広域圏の事業計画に乗せることによって、国なり道なりの事業採択が非常に容易であるというような状況も実はありました。しかし、最近になって、この基金の、から得るそれぞれの利子分というか、果実、これも減ってまいりましたし、各自治体の財政状況も非常に悪いというような状況の中から、基金の果実を事業費なり人件費に充当しているというのが実態でございます。

そんなような状況の中で、本来これであればちょっといけないのでしょうかけれども、本来やっぱり広域圏として広域行政を当然やっていかなければならないというような状況の中から、この広域圏自体を変えていかなければならないだろうというふうに考えます。これは、広域圏は広域圏でなければできない事業というのは、やっぱり当然あると思えます。ただどこでもここでもやれるような部分を広域圏でやっていても、これはいかがかなという感じですけども、現実の問題として例えば道路清掃組合とか、そういう事業も展開しておりました。しかし、これもなくなりました。今やっているのは、先ほど議員がご指摘のとおり事業しかやっておりません。そんなような状況の中で、今各自治体の財政状況が非常に悪いというような状況もありますけれども、やはり中空知5市5町の自治体が横並びでやっぱり発展していけるような事業の展開を当然すべきであろうというふうに考えております。そんなような形の中で、私どもも事あるごとに広域圏には言っている部分もございます。ただしかし、なかなかそれぞれの自治体の財政状況が厳しいという状況の中から、なかなか財源的な捻出という部分も難しいというふうな部分もあって、いましばらく時間がかかるのかなというふうには考えておりますけれども、当然これは変えていかなければならないと、こういうふうに実は考えております。そんなところでご理解をいただきたいというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 私のほうから、まず1点目に基金の20年度当初予算後の基金残高、そのもう少し先の話をとということでございまして、私ども今回の財政運営に当たりまして意識しましたのは、地域再生対策費もございますけれども、二十、病院建設に伴う27年以降の起債が10億を超える場合の砂川市の繰り出しについて、そのためには基金を多少ふやしていかなければならないだろうと。市長の任期の22年度までは、ある程度この事業費の中の起債借り入れ分、これを守っていけば、実質公債費は23年度以降は急激に落ちていくという見込みを立ててございます。その小黒議員さんの資料

では、そんなに落ちていないだろう、落ちていないという話もございましたけれども、今総務省のほうでは都市計画税、これを特定財源として認める方向になってきてございます。これをもし算入されれば、恐らく算入されるという方向にきていますので、いいほうに作用して、実質公債費比率は落ちてきます。それで、砂川市の比率を見ますと、今は24.8、これ3カ年平均ですけども、現実には、ちょっと字が小さくて見えないのですけれども、22年度で18%、23年度、16.8、24年度で14.3という、これちょっと正確にはちょっとまた変わるとは思いますけれども、このように単年度当たりでは砂川市の実質公債比率はいわゆる起債を19年度から抑制した効果がこのときにあらわれてくるというふうになってございますので、先ほど申し上げました繰上償還による率0.9%落ちますよと、それから借換債によっては0.2%落ちてきますというのがございますので、今24.8ですけども、病院の建設で最大4%言いましたが、単年度当たりですから、実質公債費比率は3カ年の平均で出しますので、おおむね1%程度という上昇ということになりますので、計画上は十分この事業費を守っていけばやっていけるだろうというふうに考えてございますけれども、基金の話に戻りますと、本年度はある程度事業量、例えば補助のない、起債のない体育館の屋上防水、それに東町の排水など、排水管、寺町など、単費事業としておおむね、5,000万近く出してございます。これらを出してもまだ基金が6億2,000万の基金を残すことができたという状況にございますので、もう少し先になると、例えば本年度雪の降り方が少なかったというのもございますので、除雪費である程度の額が見込めると。それに、特別交付税ですけども、これまだ内々示で公表はしてはだめですと言われてございますけれども、全国平均4.4%、町村では6%落ちるだろうと言われていた中で、砂川市においては公表は、数字は言えませんけれども、ほぼ前年並みを確保できるであろうという見込みになってございますので、財政担当としての基金残高の見込みは本年度末で7億程度は何とか確保したいなというふうに考えてございまして、この予算編成の考え方は21年度、22年度の一応総合計画の範囲内についてはある程度この考え方で基金を減らさないという考えで予算編成をしてきて、先ほどの病院の償還の厳しくなるときにはある程度市からもルール分、交付税算入分を超えた分についても出さざるを得ないだろうという腹づもりの中で考えてございます。

それで、もう一点のもし万が一病院の経営がうまくいなくて、市がある程度ルール分以上に繰出金を出した場合には一体計画と異なる可能性があるのかというご質問でございましたけれども、病院の繰出金の中での実質公債比率の算定というのは非常に難しいものがございまして、今あるルールでは病院の建築の償還金の2分の1を算入しますという一つの繰り出し基準がございまして、それと、もう一つ、

市から病院に収益的収支に繰り出した繰出金、これの額の少ないほうを、の数字を算定に使いなさいと
いうことで、今は繰り出し基準の2分の1、償還金の2分の1のほうが当然低いですから、それに基づ
いて計算をしていますけれども、これが建設費の償還がふえてきた時点ではそれが逆転すると、逆転し
ますと、市から繰り出した収益的収支の繰出金の額が算定の基準に変わってくるというのがございま
す。それらの状況を見きわめながら、砂川市の実質公債費比率の率、これの推移を見ながら、現実的に
は繰出金を考えていかなければならないだろうということ、質問の中では総合的に判断して出して
いきますというふうに、土田議員さんのところでしたか、言ってございますけれども、一般会計が再建団
体になって病院が大丈夫というのはちょっと違うものですから、うちが再建団体、再建でなくて健全化
団体ですか、25%を切らない、いかないところでどこまで出していけるのかと、これは単年度、単
年度のその計画の状況、なるべくこの計画を守っていきたいというふうに考えてございますので、その
状況を見ながら毎年繰り出しについては考えていきたいなというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 僕も危機感ばかりあおるつもりも全然ないのですけれども、先ほどのエコバレーの関
係ですけれども、砂川と関係ないところでの負担金の増ということになりますよね。ただ、これは完全
に5年間で1億5,500万というのが余分に出していかなければならないということにはもう間違い
ないです。それ以降の話は別にしても、まずはこの5年間だけでも1億5,500は出ていくのだとい
うことになるのだと思うのです。先ほどの話で副市長は、ごみの袋を値上げするときは相当ちゃんと
やっていかないとというお話でしたけれども、今言いたいのは、なるべく早く説明するなら説明したほ
うがいいということなのです。つまりみんなの税金で1億5,500万、5年間出すということ、どっ
ちにしても税金なのですよね。何で20%というふうに最初に決めたのかといえば、多く出す人と少な
い人と、出す人たちがやっぱりそれなりの負担の割合が違っていなければおかしいのではないの、多く
出す人も少なく出す人も全体の税金からどんと払ってしまっちはちょっと変なのではないのというの
が基本的なこのルールを決めるときのルールだったような気がするのです。つまりそこをどっちにしても
市民が負担することにはやっぱり間違いがない話で、だとするならばなるべく早い段階から長い時間を
かけて市民の方々に納得をしてもらうような方法を見つけていかないと、これはおくれればおくれるほ
どまずいかなというふうに思いますので、そこのところは意識をしていただきたいなというふうには
思っています。

それで、あと中空知の市町村、違うな、1つエコバレーの関係で、先ほどちょっと紹介したのは沼田
町なのですけれども、ここでは町長さんが何と答えられているかということ、この北空知の衛生センター

組合の1市4町で焼却炉を設置できないかと検討したいというふうに答えているのですよ。決して3組合でと言っていないところがちょっと不安というか、それでうちだってどうなのかということはやっぱり検討していかなければいけないのかなというのがこの辺の根拠なのですけれども、ただ新聞報道で僕言っているわけですから、ちゃんとこういうふうにくこの沼田町の町長さんが言っているのかどうかというのは確認もしていませんので、はっきりしたことは言えませんが、やっぱりまず袋代の関係をなるべく早くどうしていくのか、それから今後、先ほどの副市長のお話ですと平成30年にはもう撤退するというお話もあるようなことになれば、なおのことですよね。何とか自分たちのごみを自分たちがどういうふう処理していくのかということ早く早く手を打っていかなければならないではないかというふうに思っています。その辺で何かご所見があれば、お伺いしたいと思います。

中空知の関係は、かなり詳しくご説明をしていただいたので、わかります。ただ、これ1つだけ質問ですけれども、現時点でこの中空知市町村圏組合を解散するといったときに、何か障害になるようなことがあるのかどうかなのですけれども、前に組合の議会でそれこそ田村理事長に聞いたときに、そう簡単には解散できないのだという話を聞いたのですけれども、それと取り崩しとの関係というのがちょっとわからないものですから、もしおわかりになっていたらしゃつたら、聞かせていただきたいと思うのです。つまりそれがわかることによって、中空知市町村圏はお金に苦しいところがあるにしても、今の事業ではなくてもっとみんなが有効にこの組合を活用できるような事業をどうつくり上げていったらいいのかという検討になっていくのか、いやもう苦しいから、基金返してもらおうという方向で解散しようという方向になっていくのかというのは、とても大きな今分岐点になっているような気がするものですから、ちょっとお伺いをしたいと思います。

あと、だんだん時間もなくなってきましたので、最後の質問なのですけれども、実質公債費比率で大分病院との関係というのがわかってきて、市のほうも今までの交付税分だけのものではというようなお話もありました。これは、あした院長が聞いたら喜ぶのかな、どうなのかなというところですが、ただうちも厳しいですよ。本当にこの基金も7億しかないという状態だと思いますけれども、一般会計のほうとしても今までどおりではなく、病院のこの改築にとってやるべき、やれるべきものはやりたいという今の部長のお話だったと思うのですけれども、先ほどのこの18年度の公債費負担適正化計画がもしかするともう古いネタなのかどうかなのですけれども、実質公債費比率の推移ということで、これ目標推計表と書いてあるから、どうなのかわからないのですけれども、多分部長のお話でいくとこの目標推計表の数字のような気がするのです。でも、そのときに19年度の実質公債費比率は何%かという、22.1%なのですよ。今うちは、先ほどからのお話で24.8%になっていますよ

ね。この段階で、もうちょっと目標と大分、目標よりは上にいつてしまっている数字になっているので、本当に大丈夫なのかなというふうに今ちょっと思っているのですけれども、この辺のところは財政がきちっと皆さんやっぺいらっしやるので、大丈夫だろうと思っぺいますけれども、病院との関係のこともいろいろ聞かせていただきましたので、私は何点か今質問していると思っぺいますけれども、その質問で終わりたいと思っぺいます。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 ごみの値上げについて、副市長から慎重なご答弁をさせてもらいました。私も市長になりましてから、議員の皆さんのおしかりいただいたのですけれども、選挙のたびに市長値上げしているのではないかと、前はごみの値上げ、下水道は全道で2番目に高い値上げをしまして、今回は国民健康保険税の値上げをしたというようなことで、値上げ等についてはまさに市民の負担が大変なものですから、慎重に配慮してまいりたいということで副市長は答弁したのですけれども、実はごみの焼却に一体どの程度かかっているかが問題なのでありまして、今区内と我々表現しているのは、一般家庭から収集をして、くるくるまで持っていくのにどの程度かかるかという約1億3,000万ほどかかっています。それから、くるくるに負担分としてお支払いをしなければならない。これは、くるくるの維持管理、維持管理の中には建設費の砂川市の負担の公債費分、それからエコバレーの焼却分、これらが約2億6,000万、4億ほど実はかかっているわけです。これに対して20%というと、8,000万を袋代で収入を得なければならないというふうになるわけですが、現在は6,000万、大体15%ぐらいなわけです。ただ、問題は、値上げを本当に20%できるのだろうかということ、これからごみだけ見ればごみだけの値上げだけでも、各会計ごとにそれでは歳入歳出どうなのかというのを見比べながらやっぺりやっぺいかなければならない点もある。したがって、これ本当に8,000万の値上げというのはどうなのかなということから含めて、副市長が慎重に答弁をさせてもらいました。したがって、私どももことし、今これからいきますと、今大体トン当たり1万6,000円、1万五千九百何ぼですかね、約1万6,000円でございまして、約7,000万ほど払っているわけです。そして、2年後、来年、ことしからは8,700万ほどに1,700万値上げすると。それから、先ほど来小黒議員さんがおっしゃっているように、22年からは1億1,500万という、こういう大きな関係あるものですから、十分検討させてもらって、早い機会の方向で位置づけをしたいというふうに実は思っているところでございます。

それから、広域圏については、副市長から詳しくご答弁しました。実は、昭和44年で自治法が改正になりまして、当時市の職員で私ありまして、この広域圏そのものについては必ずしも賛成の立場で私

はありませんでした。それは、地方自治体の権能が失うのではないだろうか、いわば我々この議会でのような論議するのを、その分だけそっくり持って行って広域圏で論議をすると。しかも、理事者である立場、あるときは議員の立場になって、執行権から議決権に回ると。しかも、執行権同士で事前の打ち合わせをして、ある日今度議会側に回って賛成をするという、いわば特別地方公共団体のいわば特徴であるわけですから、私ども当時の組合の運動論からしてもいかなものかというのが私の率直です。しかし、そういう中で、私ももちろんまだ議員になっておりませんが、北海道の第1号としてもはやされまして、5市5町が実は中空知広域圏になって、その中でそれぞれ一部事務組合。私は、当時議員になってからいろんな事業が展開したときに当時の市長に言ったのは、一体いつ、どこまで広域圏を膨らませるつもりだ、一部事務組合でやるつもりなのだという、聞いたこともあるのですが、実はこのいわゆるふるさと創生は当時の竹下総理のお土産といいたいまいしょうか、1億創生で、これをいわば平成元年、平成2年につくったものでありまして、中空知広域圏の主たる本当の骨格のものではないので、後でつけ足したものだのです。したがって、先ほどからおっしゃるように、例えばこのふるさと創生資金がなくなったから、イコール解散ということにはならない。つけ足しを、言葉悪いけれども、そういうある日突然国から1億円おまえにやるから、当然やれというのがこれ広域圏で、それは1億もらって、その利息、果樹で例えば人材の育成指導をしようや、今や観光になったということなのです。しかし、実際は、金利がぐんと下がってしまって、過去のいわばいろんな人材育成で海外出張させたりいろんなことができなくなった。したがって、果樹に合うだけの観光開発関係にやろうかということに今なっているわけでありまして、必ずしも根幹を揺るがすものでは私は基金を取り崩したからってないのではないだろうか。ただ、私どもは、今先ほど副市長からあったのは40%ほど例えばおろしても、60%残した中で生まれる果樹の中で実はやっていってはどうなのかということもあるのではないかと。

それから、もう一つは、各事業、例えば交通災害だとか共済的、こういうふうになりますと、例えば単一の2万人やそこそこで相互扶助的にはいかなものかな。やっぱり13万人近く、12万9,000人だったですか、国勢調査でいうと、そういう人方があって初めてやれるということもあるわけです。この中空知広域圏の実は事業をよく見ていただければ、各市町村の利益型の広域圏ではないのです。例えばどこかに広域圏で体育館を1つつくろうやとか、そういうものをやると争いになるのです。みんなに公平になる事業しか実は広域圏では展開できないということなのです。例えば幼稚園をみんなでつくろうやとか、保育所をつくろうやと本当はいけばいいのだけれども、そうなるとその場所はどうする

という、そういう利害関係がなるから、広域圏でやる範疇というのは公平に、余り市町村に直接利害関係を持たない相互扶助的なものや、道路整備、維持もみんなで行おうや、機械をみんなで行おうや、そういうもので実はやってきているということなものですから、余り市町村の利害関係触れないほうで円満にこうというのが私は広域圏のありようだろうと。しかも、先ほど副市長がおっしゃったように、結局は当時鳴り物でありましたから、広域圏でやる事業は国が最初に採択すると、市町村単独でやるものはなかなか認めないという、そういうような計画が、さあ、乗れ、乗れ、乗れというのが当時の、私は昭和44年当時であったというふうに思っているわけでありまして、私はこれからは必ずしも、一部事務組合は連合だと言っておりますけれども、そういうものは慎重にも慎重に配しながら、やっぱり地方自治体の固有の事務というのは議員と理事者が双方いわば真剣に論議をして物事を決めていくのが一番いいのかなというふうに思っておるわけでありまして、先ほど来申し上げましたように、ふるさと創生基金がなくなることはイコール広域圏なくなることにはもうちょっとつながらないのではないのか。ただ、副市長おっしゃったように、だんだん形骸化されてきているかなという議論は広域圏の中でも話出ていますから、もう少しその辺の連絡調整、そして連携というものはやっぱりやっていかなければならないのではないのかなと思います。

それから、エコバレーでもお話ありましたように、このときも私当時首長ではありませんけれども、議員の一人だった。苦渋の選択したと思うのです。あのときも、たしか500円か600円の1トン当たり差だったと思うのです。そのときに、少しでも安いから、しかも時代はといたら、これは民から、官から民へということで、やはりそういうこと。だけれども、今私は事によっては官から民へ移さなければならぬものも例えばあると。例えばいい例が融雪溝なんか、今高齢化になってなかなか個人商店の人も入れなくて、言ってみればお金を出してやってもらっているということになるので、こういうのもいつまでも本当に民がやれるのだろうか。事によっては、民ではなくて公共的な立場で市はどうあるべきなのかも考えなければならぬときもあると。そういう意味で、このごみの問題もいつまでも民がいいということなのか、私は副市長に抜けてこいとぐらまで言っているのです。ただ、問題は、やはり私ども2市3町の中に実際に施設を持っている市も入っているわけですから、なかなか差ということ、他のまたその北だとか中だということと私どもの南とはちょっと雰囲気はまた変わる要素もあるのかなというふうには。ただ、いずれにしても、私どもはあえて、こっちは無手勝流みたいな、これでやらないともう嫌だよと、こう言われるわけですよ。だから、私どもはバックにやはり我々も、そこまで言うのなら我々も計画するぞというぐらいのものを持ち合わせをしないと副市長、だめなのではないだろうかということ、ということで、副市長会議のときは強行に検討しようやということをしてたしか言ってき

ておられると思うのですけれども、しかしそれはなかなか乗ってこない市町もあるものですから、これからもう少し協議をさせてもらいたいというふうに思っています。

これでよろしゅうございますか。

○議長 北谷文夫君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第8号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 （登壇） 時間も残りわずかなものですから、端的にお伺いいたします。

議案第8号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計について総括質疑をさせていただいていきたい、いただきたいと思っておりますけれども、私は国民健康保険の一部負担金の減免または徴収等ということで、徴収猶予ですね、等ということで、いわゆる国民健康保険医療費の減免制度なのですが、これはたびたび毎年この時期に行っていることでもありますけれども、幾つかお伺いします。国民健康保険医療費の減免制度についてその基準を明確にしたのが17年、平成17年の4月1日からであります。それから現在までの間、相談件数を年度ごとにどれぐらいあったのかということをお伺いいたします。

2点目に、同制度につきまして適用実績、この有無について、あったのかないのかお伺いしたいと思います。

続いて、3点目ではありますが、相談件数が昨年の質疑でも何件かあったように記憶しているのですが、その相談件数があったということは知っております。ただ、これが適用になったのかどうなのかというのが19年度分についてはちょっとわかっていないものですから、その部分についてお伺いしたいというふうに思っています。

それと、4点目は、この制度、そして内容、または存在です。これを多くの市民の方に余り知られていないのではないかなというふうに思われるものですから、今後この国民健康保険医療費の減免制度、これについてのさらなる市民周知の考えとその方策についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 （登壇） 国民健康保険の医療費の減免制度についてご答弁申し上げます。

まず、医療費の減免制度の基準及び相談件数について申し上げます。国民健康保険法に基づく医療費

の減免等につきましては、平成17年4月1日に砂川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取り扱い基準を定め、取り進めているところであります。この取り扱い基準により、減免につきましては震災、風水害、火災等により重大な障害を受け、または資産に大きな重大な損害を受けたとき、または干ばつ、冷害等による農作物の不作等により収入が著しく減少したときなどに行うことができるものであります。現在までの相談件数につきましては、平成18年度に1件、平成19年度に1件の計2件であります。

次に、医療費の減免制度の適用実績の有無についてお答えいたします。現在まで相談件数は2件ありますが、適用した実績はございません。

次に、適用になっていない場合の理由であります。1件は国民健康保険税の滞納がありましたので、適用しておりません。また、もう一件は、制度に該当するかどうかの問い合わせでありました。

次に、減免制度の周知方策についてであります。毎年広報すなわで周知することとしており、国保の加入や脱退などの基本的な届け出事項など同一紙面に掲載し、国保被保険者にわかりやすい方法とすることで周知を図っているところであります。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、再質疑させていただきたいと思っております。

るご答弁いただいたわけですが、これことしの4月1日になると、17年の4月1日から始まりですから、もう3年なのですよね。この3年で2件の相談数しかないというところ、ここと私はこの4番目に質疑しました今後さらなる周知の方法ということで、これから聞いているのですよね。というのは、これは国民健康保険税の減免というのももちろんあるのですけれども、税の減免というのはさておいておきまして、この国民健康保険の医療費の部分でいくと、いわゆる一部負担金の部分なのですけれども、これが非常に、先ほど部長の答弁によれば風水害だとかそういった、いわゆる天災ですね、これについて減免するのだよということだったのですけれども、これ実は失業等による収入の減とかというのがあるのです。また、市長が特に認める場合というふうにもなっているのですけれども、失業の関係でもそうですし、災害でもいいのです。天災でもいいのですが、私これ、17年の4月1日からの基準整備なのですけれども、私これ16年度に一般質問でちょっと提言といいますか、提案しているのですけれども、これ2つあったのですよ、意味としては。1つは、もちろんいわゆる国民健康保険に加入している市民の方にどう利用していただくかという、低所得者の方で一定の要綱の中でどうその人方を救済していただくかというのがまず1つの理由です。2つ目の理由というのが、何年でしたか、15年でしたかね、16年でしたかね、台風が砂川に来ましたよね。そのときに、まさに何も要綱などが整

備されていない状態であれば、言葉悪いですがけれども、猫もじゃくしも皆さん該当してくるのですよね、何も基準がないわけですから。ですから、そういったものも防ぎながら、本当にそういった減免とか免除、または徴収猶予、これをきちっと受けるべき人が受けていただければなという、そういう思いから、私は2つの角度から両者それぞれメリットがあるような、こういった形で提案、提言させていただいて現在に至るのですけれども、いかんせんこの相談件数が2件にとどまっているというのは、これちょっとどうなのかなというふうに思うのです。

先ほど部長の答弁では広報で周知ということだったのですけれども、それは今までの取り組みを私聞いたのではなくて、今後この制度のさらなる周知の考えと方策ということで聞いているので、それはもう、本当に申しわけないのですけれども、それ知っていたのです。広報でやっているというのは、知っていたのですよ。でも、広報でやっていた結果がこの3年間で、おおむね3年間で2件にとどまっているということを見ると、今後さらなる何か方策を考えなければいけないのではないかなと、そういう時期に来ているのではないかなというふうに思うのです。ですから、例えば各医療機関、また当時の市立病院ですね、そういうところに国民健康保険に加入している方であればこういう制度もありますよという周知方法もあるのかと思うのです。または、窓口等々で周知、もちろんそういう制度があるのだよということを知っていて、窓口で相談に来たり、または電話でお問い合わせがあったりという場合には、それはそれに対応していただいているものだとは私は思っているのですが、ただその制度自体があるよとか、その内容がこうだよというのはなかなかこれわかっていないと思うのです。

たしか生活保護を基準としまして、10%アップで免除、100%免除ですね、20%アップで50%の減免、30%増しで6カ月間の徴収猶予というような格好になっているかと思うのです。その中身までそうだ。そして、その大前提となる風水害だとか失業等による特別な場合だとか、そういったこともわかっていないと思われるので、これはどうしても、私これお金かからない方法でいかに周知を図るかという、やはり今財政難ですから、そういった部分でも有効なのではないかなということで、たびたびこのポスターの話をさせていただくのですけれども、窓口でちょっと張っておくだとか、ロビーでちょっとこういうのがありますよというようなことを張っておくだとか、そういうふうになれば、ああ、こういうのもあったのかということで、広報紙を見ていない方でも、これ相談に来てくれるだけでもいいではないですか、せつかくあるものですから。ですから、そういうふうにしていただきたいというふうに思って、私は今回この場に立っているのですが、いずれにしてもこの国民健康保険の医療費の減免制度を受けられる方というのは、生活保護基準を一定の目安としますけれども、年齢ですとか世帯構

成等々によって全くこれ違ってくるのですけれども、大体8万円ぐらいが基準となるのかなという気しているのです。10%増しといたら、8,000円ですね、8万円から8万8,000円までの人が100%免除になるという。また、20%、30%というのがあるわけですがけれども、いずれにしてもこれ低所得者なのです。ですから、先ほど私が言った猫もしゃくしもという話にはならないわけですから、本当に受けなければならない、そういう大変な人、これを救済するという考えのもとでやっていただきたいと思います。

なぜかといいますと、今本当に大都市圏を中心にして、北海道も、この砂川市も例外ではありませんが、いわゆる医療差別、または医療格差、こういったのが本当広がっているもので、ちょっとした風邪では、今までは病院行っていたけれども、ちょっと今回我慢しようかとか、そういうふうになっているのですよ、現実問題。ですから、これをさらなる周知をどういうふう考えているのかということ、この1点に絞って私お伺いします。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 この関係につきましては、昨年の9月議会でも一ノ瀬議員のほうから、やはりもっともっと積極的に周知すべきでないかというお話がありました。この基準につきましては、平成16年に議員が質問されまして、やはり基準というものをやっぱり明確にすべきだろうということもありまして、平成17年4月から施行するこの基準を定めたわけでございます。道内では、他市町村の状況を見ますと、基準を持っていないところも現実ございます。道内の申請状況からいえば、これはやはり道内的にも申請件数は少ないと、実態としてはそういう状況にあります。そこで、周知状況ということでもありますけれども、これについてはご質問のとおり特殊事情ということで、災害等による、そういった特殊事情がございます。

また、この申請に当たりましてはどうなのかということになれば、個々人の資産及び能力の活用を図ったにもかかわらずという条件もございます。また、申請手続についても多様な書類の申請も必要であります。そのようなことから、これはポスター等というお話もありましたけれども、しっかりとうちのほうでは制度があるということをお知らせして、そしてまた相談に来られた際には、こういう内容です。そして、こういう書類も必要となります。あるいは、資産の調査もさせていただきますというような多岐にわたるものでありますので、相談の際には十分対応してまいりたいということで考えておまして、今他の施設あるいは市役所等に周知のポスターということについては考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎会議時間の延長

○議長 北谷文夫君 本日の会議は、時間は、会議の時間は、議事の都合により延長します。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 3回目の再々質疑ということになるのですが、私今具体的な例といいますか、そういうことでポスターということでお話しさせていただいたのですけれども、これは本当に私がただ思っている一例だけにすぎないわけで、何も示さないで何かないのかということも私失礼だなというふうに思って、そうやってお話しただけの話で、私これ1回目の質問でも質問、質疑でも制度についてさらなる周知の考え、方策というふうに聞いているのですけれども、どうも今までこうしているとか、今後こうしたいのだよとか、周知の必要性はないよとかというのがなかなかお話しにられないところがちょっと残念なのですけれども、周知の方法は適当だと思われるから、周知をされないとされているのでしょうかね。もっと言うと、この2件にとどまっているこの3年間での相談件数、これで妥当だと思っているから、周知の方法は強いて考えないよというふうになっているのでしょうかね。ちょっと厳しい言い方になるのかもしれませんが、これであれば私16年度のときに提案しなければ、提案というか、提言しなければよかったなと今になって思うのです。というのは、何も知らせることなく一定の書式、これ決まっているものですから、それですぱっとやってしまえば、もうそれで済んだ話であって、その方は少なくとも対象にはなっているはずなので、私はそういうのを未然に避けるべく、こういった提案なり提言なりをしたつもりでいますから、一つの理由としては。

ですから、それを前向きにといいますか、真摯にとらまえていただきたいな、そうとらまえていただけていないのがちょっと残念だなというふうに思うので、今後委員会、予特のほうもありますし、またこういった場というのは少なくともいろいろあってくる、あるので、私は少なくともこの20年度の国民健康保険特別会計を運営していくに当たり必要ではないかなというふうなことで私はきょう改めてここに立っているつもりなのですけれども、ご理解がいただけないようであれば、またそれはそれで次回のときにというふうに思っていますし、仕方がないのかなというふうにも思っておりますけれども、その辺どうなのでしょうね、国民健康保険法の44条または52条3項という、この規定に基づいてやっていることですから、何も変なことではないと思っていますし、応募といいますか、申請が殺到するともちょっと考えられませんし、私はいいのでないかなというふうに思うのですけれども、その辺のことを再度お伺いしまして、私の国民健康保険関連の総括質疑を終わりますけれども、以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 まず、この点に関しましては、議員のご提言もあり、十分検討した結果、やはり基準は必要だろうということで平成17年4月に設定できたということではございます。その中で、法律もそうなのでございますけれども、国民健康保険施行令においても、この一部負担金の減免、これについては国民健康保険の財政運営に支障がない場合、その場合にできるのだよとする努力規定であります。そのようなことから、我々は基準を設けて、そしてそういった申請があれば当然相談をし、そしてまた該当するのであれば当然基準があるので、それは該当することになります。ただ、議員のおっしゃるお話はさらなる周知ということかと思えますけれども、繰り返しになりますけれども、国保のお知らせということでの特集を組んだ毎年の国民健康保険の加入あるいは喪失、そういった届け出の同じように医療費の減免制度について市民の方には周知をしているので、制度としてはあるけれども、内容についてはとなると、先ほど申し上げたとおり多岐多様になる状況でございますので、そういった広報によって相談があった際には制度を詳しく説明をしまいたいという姿勢でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 そのさらなる周知ということでございますから、現状での国保の市民広報すなわち周知、これで今後ともやっていきたいという考え方でございます。

○議長 北谷文夫君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第9号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第10号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第11号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号に対する総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号に対する総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号に対する総括質疑を終わります。

議案第13号は、あす質疑を受けたいと思います。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 本日はこれで延会いたします。

延会 午後 4時03分